

取引規程 本則 改定案（更新前）	取引規程 本則 改定案（更新後）	備 考
取引規程（需給調整市場） 2026年 3 月14日 実施 一般社団法人電力需給調整力取引所	取引規程（需給調整市場） 2026年 3 月14日 実施 一般社団法人電力需給調整力取引所	（別冊） 三次調整力②：P13～ 三次調整力①：P22～ 二次調整力②：P37～ 二次調整力①：P52～ 一次調整力：P66～ 複合約定：P86～

取引規程 本則 改定案（更新前）	取引規程 本則 改定案（更新後）	備 考
（リソース等が満たすべき要件） 第13条 第12条（取引資格）に規定する取引資格のうち、リソース等が満たすべき要件は次の各号のとおりとする。 (1) 運用に関する要件 イ 約定した商品ブロックごとの時間帯（以下、「提供期間」という）において、リソースを、本市場で約定したΔkW（以下、「ΔkW約定量」という）が供出可能な状態に維持すること。 なお、複合商品の場合、複合市場商品約定単位ごとに、複合約定対象商品ごとのΔkW約定量のうち、最大となるΔkW約定量（以下、「複合ΔkW約定量」という）が供出可能な状態に維持すること。 ロ 受電点参入に用いる発電リソースの場合、受電点において属地エリアの一般送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結していること。 ハ 受電点参入に用いる需要リソースの場合、受電点において属地エリアの一般送配電事業者との間で接続供給契約を締結していること。 ニ 機器点参入に用いる発電リソースの場合、その機器点が属する受電点において属地エリアの一般送配電事業者との間で接続供給契約を締結していること。なお、当該発電リソースが、属地エリアの一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に逆潮流できる場合は、発電量調整供給契約を締結していること。 ホ 機器点参入に用いる需要リソースの場合、その機器点が属する受電点において属地エリアの一般送配電事業者との間で接続供給契約を締結していること。 ヘ 以下に該当する場合でないこと。 (イ) 余力活用に関する契約を締結または締結を予定している系統コードのマスタパターンに機器点参入するリソースまたは受電電圧が低圧で受電点参入に用いるリソースを含めた場合 (ロ) 需要抑制量調整供給契約を締結または締結を予定している受電点に所属する機器点参入に用いるリソースの場合 (ハ) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度で取引する電力量を用いる場合および再生可能エネルギーの固定価格買取制度で取引する電力量と調整電力量の切り分けができない配線の場合	（リソース等が満たすべき要件） 第13条 第12条（取引資格）に規定する取引資格のうち、リソース等が満たすべき要件は次の各号のとおりとする。 (1) 運用に関する要件 イ 約定した商品ブロックごとの時間帯（以下、「提供期間」という）において、リソースを、本市場で約定したΔkW（以下、「ΔkW約定量」という）が供出可能な状態に維持すること。 なお、複合商品の場合、複合市場商品約定単位ごとに、複合約定対象商品ごとのΔkW約定量のうち、最大となるΔkW約定量（以下、「複合ΔkW約定量」という）が供出可能な状態に維持すること。 ロ 取引会員の責任において、取引会員または小売電気事業者が、あらかじめ、需要者または発電者に対して、属地エリアの一般送配電事業者および当該取引会員または小売電気事業者が、指示数または実績電力量およびその他必要な需要者または発電者の情報を、需給調整市場における利用の目的で、共同で利用することを明示すること。（機器点参入に用いるリソースの場合で、属地エリアの一般送配電事業者の指示に従い、ヌ(ハ)の承諾を得ることとするときには、この限りでない。） ハ 受電点参入に用いる発電リソースの場合、受電点において属地エリアの一般送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結していること。 ニ 受電点参入に用いる需要リソースの場合、受電点において属地エリアの一般送配電事業者との間で接続供給契約を締結していること。 ホ 機器点参入に用いる発電リソースの場合、その機器点が属する受電点において属地エリアの一般送配電事業者との間で接続供給契約を締結していること。なお、当該発電リソースが、属地エリアの一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に逆潮流できる場合は、発電量調整供給契約を締結していること。 ヘ 機器点参入に用いる需要リソースの場合、その機器点が属する受電点において属地エリアの一般送配電事業者との間で接続供給契約を締結していること。 ト 以下に該当する場合でないこと。 (イ) 余力活用に関する契約を締結または締結を予定している系統コードのマスタパターンに機器点参入するリソースまたは受電電圧が低圧で受電点参入に用いるリソースを含めた場合 (ロ) 需要抑制量調整供給契約を締結または締結を予定している受電点に所属する機器点参入に用いるリソースの場合 (ハ) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度で取引する電力量を用いる場合および再生可能エネルギーの固定価格買取制度で取引する電力量と調整電力量の切り分けができない配線の場合	

取引規程 本則 改定案（更新前）	取引規程 本則 改定案（更新後）	備 考
(ニ) 受電電圧が低圧で機器点参入に用いるリソースが属する受電点において発電量調整供給契約を締結している場合であって、当該受電点の接続供給契約において、属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における代表契約者を選任または選任を予定しているとき ト 同一の受電点において、受電点参入および機器点参入の両方を用いるものではないこと。 チ 受電電圧が低圧で機器点参入している機器点が属する受電点において発電量調整供給契約を締結している場合は、当該受電点の小売電気事業者と発電契約者は同一事業者であること。 リ 機器点参入に用いるリソースの場合、取引会員の責任において、取引会員または小売電気事業者が、当該機器点が属する受電点の需要者または発電者から、以下の承諾を得ること。 (イ) 属地エリアの一般送配電事業者が定める「外部接続基準・ガイドライン」を遵守すること (ロ) 属地エリアの一般送配電事業者が受電点計量器の取り替え等を行う際、需要場所または発電場所に立ち入り、業務を実施すること (ハ) 特例計量器等の指示数が欠測した場合は、属地エリアの一般送配電事業者へ指示数または実績電力量ならびにその他必要な需要者または発電者の情報を提供すること ヌ 機器点参入に用いるリソースの場合、以下の手順により、取引会員の責任において、小売電気事業者が、属地エリアの一般送配電事業者へ機器点ごとに機器点計量の申込み等を行うこと。 (イ) 機器点計量の申込み 機器点計量を開始する場合、取引会員の責任において、小売電気事業者は、特例計量器等の設置後に所定の様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ申込むこととする。ただし、小売電気事業者は申込みを行った後、機器点計量が開始される前に申込みの取下げを希望する場合は、属地エリアの一般送配電事業者へ速やかに連絡する。 属地エリアの一般送配電事業者が当該申込みを承諾したとき、属地エリアの一般送配電事業者と協議のうえ、計量開始日が定められ、必要な手続きを経た後に、機器点計量が開始されるものとする。ただし、計量開始日が定められた後に、属地エリアの一般送配電事業者および取引会員は、やむを得ない理由によって、当該日付に計量を開始できないことが明らかになった場合には、その理由について小売電気事業者を介して相手方に通知し、あらためて協議のうえ、属地エリアの一般送配電事業者により計量開始日が定められることとする。なお、以下のいずれかの事由に該当する場合、本項に規定する申込みの	(ニ) 受電電圧が低圧で機器点参入に用いるリソースが属する受電点において発電量調整供給契約を締結している場合であって、当該受電点の接続供給契約において、属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における代表契約者を選任または選任を予定しているとき チ 同一の受電点において、受電点参入および機器点参入の両方を用いるものではないこと。 リ 受電電圧が低圧で機器点参入している機器点が属する受電点において発電量調整供給契約を締結している場合は、当該受電点の小売電気事業者と発電契約者は同一事業者であること。 ヌ 機器点参入に用いるリソースの場合、取引会員の責任において、取引会員または小売電気事業者が、当該機器点が属する受電点の需要者または発電者から、以下の承諾を得ること。 (イ) 属地エリアの一般送配電事業者が定める「外部接続基準・ガイドライン」を遵守すること (ロ) 属地エリアの一般送配電事業者が受電点計量器の取り替え等を行う際、需要場所または発電場所に立ち入り、業務を実施すること (ハ) 属地エリアの一般送配電事業者が当該取引会員または小売電気事業者に対して必要な需要者または発電者の情報を提供すること、ならびに当該取引会員または小売電気事業者が、属地エリアの一般送配電事業者へ指示数または実績電力量およびその他必要な需要者または発電者の情報を提供すること ル 機器点参入に用いるリソースの場合、以下の手順により、取引会員の責任において、小売電気事業者が、属地エリアの一般送配電事業者へ機器点ごとに機器点計量の申込み等を行うこと。 (イ) 機器点計量の申込み 機器点計量を開始する場合、取引会員の責任において、小売電気事業者は、特例計量器等の設置後に所定の様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ申込むこととする。ただし、小売電気事業者は申込みを行った後、機器点計量が開始される前に申込みの取下げを希望する場合は、属地エリアの一般送配電事業者へ速やかに連絡する。 属地エリアの一般送配電事業者が当該申込みを承諾したとき、属地エリアの一般送配電事業者と協議のうえ、計量開始日が定められ、必要な手続きを経た後に、機器点計量が開始されるものとする。ただし、計量開始日が定められた後に、属地エリアの一般送配電事業者および取引会員は、やむを得ない理由によって、当該日付に計量を開始できないことが明らかになった場合には、その理由について小売電気事業者を介して相手方に通知し、あらためて協議のうえ、属地エリアの一般送配電事業者により計量開始日が定められることとする。なお、以下のいずれかの事由に該当する場合、本項に規定する申込みの	

取引規程 本則 改定案（更新前）	取引規程 本則 改定案（更新後）	備 考
全部または一部は承諾されないことがある。 a 同一の機器点において、既に他の小売電気事業者での機器点計量に係る申込みがある場合 b 機器点計量を行う地点において、通信環境の理由等で属地エリアの一般送配電事業者が設置する計量器の通信ネットワークへ接続することができない場合 c 属地エリアの一般送配電事業者が I o T ルートへ接続するために必要な機器を設置できない場合 d 本市場に参入する要件を満たしていない場合 e その他、属地エリアの一般送配電事業者が必要と判断した場合 また、特例計量器等は取引会員の責任において設置する。その際、1 受電点において、設置できる特例計量器等は 4 台までとし、1 受電点に 2 台目以降の特例計量器等を設置する場合、他の機器点参入に用いるリソースの計量との重複を避けるため、他のすべての特例計量器等と並列接続となるように計量器を設置する。当該計量器が特例計量器である場合、関係規程類にもとづき、特定計量開始の 30 日前までに、経済産業大臣に届け出を行うこととし、取引会員は属地エリアの一般送配電事業者に対し、所定の様式の提出等により、使用期間等について説明を行う。 なお、通信不達等の理由により機器点計量器等に取り替え等が発生した際は、取引会員の責任において対応するものとする。 (p) 機器点計量の変更の扱い 機器点計量の開始後、機器点計量器等の取り替え、潮流方向の追加、変更および一部潮流方向の廃止がある場合、取引会員の責任において小売電気事業者は属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ申込むこととする。 (h) 機器点計量の終了および I o T ルート閉塞時の扱い a 機器点計量の終了時の扱い 機器点計量を終了する場合、取引会員の責任において、当該機器点が存する需要場所に小売供給をする小売電気事業者（以下「当該機器点が所属する小売電気事業者」という）は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ機器点計量の廃止を申込むこととする。 b 機器点計量の I o T ルート閉塞時の扱い リソースの全部または一部を他のリソースに切り替えること（以下「リソースのスイッチング」という）やリソースのトラブルに伴い機器点計量の I o T ルートが閉塞した後に再開を希望する場合、新たに当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ申込むこととする。	全部または一部は承諾されないことがある。 a 同一の機器点において、既に他の小売電気事業者での機器点計量に係る申込みがある場合 b 機器点計量を行う地点において、通信環境の理由等で属地エリアの一般送配電事業者が設置する計量器の通信ネットワークへ接続することができない場合 c 属地エリアの一般送配電事業者が I o T ルートへ接続するために必要な機器を設置できない場合 d 本市場に参入する要件を満たしていない場合 e その他、属地エリアの一般送配電事業者が必要と判断した場合 また、特例計量器等は取引会員の責任において設置する。その際、1 受電点において、設置できる特例計量器等は 4 台までとし、1 受電点に 2 台目以降の特例計量器等を設置する場合、他の機器点参入に用いるリソースの計量との重複を避けるため、他のすべての特例計量器等と並列接続となるように計量器を設置する。当該計量器が特例計量器である場合、関係規程類にもとづき、特定計量開始の 30 日前までに、経済産業大臣に届け出を行うこととし、取引会員は属地エリアの一般送配電事業者に対し、所定の様式の提出等により、使用期間等について説明を行う。 なお、通信不達等の理由により機器点計量器等に取り替え等が発生した際は、取引会員の責任において対応するものとする。 (p) 機器点計量の変更の扱い 機器点計量の開始後、機器点計量器等の取り替え、潮流方向の追加、変更および一部潮流方向の廃止がある場合、取引会員の責任において小売電気事業者は属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ申込むこととする。 (h) 機器点計量の終了および I o T ルート閉塞時の扱い a 機器点計量の終了時の扱い 機器点計量を終了する場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する需要場所に小売供給をする小売電気事業者（以下「当該機器点が所属する小売電気事業者」という）は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ機器点計量の廃止を申込むこととする。 b 機器点計量の I o T ルート閉塞時の扱い リソースの全部または一部を他のリソースに切り替えること（以下「リソースのスイッチング」という）やリソースのトラブルに伴い機器点計量の I o T ルートが閉塞した後に再開を希望する場合、新たに当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ申込むこととする。	

取引規程 本則 改定案（更新前）	取引規程 本則 改定案（更新後）	備 考
ル 機器点参入に用いるリソースの場合、以下に該当するときに、属地エリアの一般送配電事業者が、第1項(1)ヌ(ハ) aの申込みの有無にかかわらず特例計量器等のI o Tルートを閉塞する場合があることを承諾すること。 なお、I o Tルート閉塞時は、属地エリアの一般送配電事業者から小売電気事業者にその旨を通知することがある。 (イ) 「需給調整市場に関する契約」の終了、マスタパターンおよび各リスト・パターンからの削除およびその他事由により属地エリアの一般送配電事業者が不適切と判断する場合 (ロ) 属地エリアの一般送配電事業者との間で締結している接続供給契約または発電量調整供給契約が廃止となる場合（リソースのスイッチングを含む） (ハ) 小売電気事業者が承諾事項や関係規程類に違反した場合 ヲ 機器点参入に用いるリソースの場合、小売電気事業者からの申込みの有無にかかわらず、属地エリアの一般送配電事業者が機器点特定番号を変更する場合があることを承諾すること。 なお、機器点特定番号変更時は、属地エリアの一般送配電事業者から小売電気事業者にその旨を通知する。 ワ 機器点計量器等に係る設定、機器点特定番号・ペアリングIDの共有、I o Tルートへの接続確認および通信不具合発生時の対応は、特定計量（I o Tルート）運用ガイドライン等にもとづき取引会員の責任において、自らまたは小売電気事業者が実施すること。 カ 提供期間における発電計画にΔkW約定量（複合商品の場合は、複合ΔkW約定量）を適切に反映させること。 コ 発電上限に、燃料計画、発電機の作業等に伴う出力制約および一般送配電事業者による系統作業等に伴う出力制約等を適切に反映させること。 タ 提供期間において、ΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者からの指令に従い調整を行うこと。 なお、提供期間終了時に属地エリアの一般送配電事業者から復帰指令は行わない。 ただし、一次調整力については、提供期間において、周波数偏差を検知し、調定率にもとづき調整を行うこと。	ヲ 機器点参入に用いるリソースの場合、以下に該当するときに、属地エリアの一般送配電事業者が、第1項(1)ル(ハ) aの申込みの有無にかかわらず特例計量器等のI o Tルートを閉塞する場合があることを承諾すること。 なお、I o Tルート閉塞時は、属地エリアの一般送配電事業者から小売電気事業者にその旨を通知することがある。 (イ) 「需給調整市場に関する契約」の終了、マスタパターンおよび各リスト・パターンからの削除およびその他事由により属地エリアの一般送配電事業者が不適切と判断する場合 (ロ) 属地エリアの一般送配電事業者との間で締結している接続供給契約または発電量調整供給契約が廃止となる場合（リソースのスイッチングを含む） (ハ) 小売電気事業者が承諾事項や関係規程類に違反した場合 ヲ 機器点参入に用いるリソースの場合、小売電気事業者からの申込みの有無にかかわらず、属地エリアの一般送配電事業者が機器点特定番号を変更する場合があることを承諾すること。 なお、機器点特定番号変更時は、属地エリアの一般送配電事業者から小売電気事業者にその旨を通知する。 カ 機器点計量器等に係る設定、機器点特定番号・ペアリングIDの共有、I o Tルートへの接続確認および通信不具合発生時の対応は、特定計量（I o Tルート）運用ガイドライン等にもとづき取引会員の責任において、自らまたは小売電気事業者が実施すること。 コ 提供期間における発電計画にΔkW約定量（複合商品の場合は、複合ΔkW約定量）を適切に反映させること。 タ 発電上限に、燃料計画、発電機の作業等に伴う出力制約および一般送配電事業者による系統作業等に伴う出力制約等を適切に反映させること。 レ 提供期間において、ΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者からの指令に従い調整を行うこと。 なお、提供期間終了時に属地エリアの一般送配電事業者から復帰指令は行わない。 ただし、一次調整力については、提供期間において、周波数偏差を検知し、調定率にもとづき調整を行うこと。	

取引規程 本則 改定案（更新前）	取引規程 本則 改定案（更新後）	備 考
（調整電力量の算定） 第43条 調整電力量は、30分コマごとに以下のとおり算定する。 (1) 単独発電機を用いる場合 発電リソースごとに第42条（電力量の計量）(1)イで規定する実績電力量から発電計画を減算した値とする。 (2) 各リスト・パターンを用いる場合 以下により算定された値を系統コードごとに合計した値とする。 イ 受電点の電圧が高圧または特別高圧の場合 (i) 受電点参入に用いるリソース a 発電機リスト・パターンの場合 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する発電リソースの実績電力量から発電計画を減算した値 b 需要家リスト・パターンの場合 高圧受電点基準値から、(a)および(b)で算出する値を減算した値 (a) 第42条（電力量の計量）(1)ロで規定する需要リソースごとの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算し、当該値を小売電気事業者単位で合計した値 (b) 需要抑制計画を小売電気事業者単位で合計した値 c ネガボジリスト・パターンの場合 (a)および(b)で算出する値を合計した値 (a) 発電リソース 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する発電リソースの実績電力量から発電計画を減算した値 (b) 需要リソース 高圧受電点基準値から、i および ii で算出した値を合計した値を減算した値 i 第42条（電力量の計量）(1)ロで規定する需要リソースごとの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算し、小売電気事業者単位で合計した値 ii 需要抑制計画を小売電気事業者単位で合計した値 (v) 機器点参入に用いるリソース ***	（調整電力量の算定） 第43条 調整電力量は、30分コマごとに以下のとおり算定する。 (1) 単独発電機を用いる場合 発電リソースごとに第42条（電力量の計量）(1)イで規定する実績電力量から発電計画を減算した値とする。 (2) 各リスト・パターンを用いる場合 以下により算定された値を系統コードごとに合計した値とする。 イ 受電点の電圧が高圧または特別高圧の場合 (i) 受電点参入に用いるリソース a 発電機リスト・パターンの場合 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する発電リソースの実績電力量から発電計画を減算した値 b 需要家リスト・パターンの場合 高圧受電点基準値から、(a)および(b)で算出する値を減算した値 (a) 第42条（電力量の計量）(1)ロで規定する需要リソースごとの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算し、当該値を小売電気事業者単位で合計した値 (b) 需要抑制計画を小売電気事業者単位で合計した値 c ネガボジリスト・パターンの場合 (a)および(b)で算出する値を合計した値 (a) 発電リソース 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する発電リソースの実績電力量から発電計画を減算した値 (b) 需要リソース 高圧受電点基準値から、i および ii で算出した値を合計した値を減算した値 i 第42条（電力量の計量）(1)ロで規定する需要リソースごとの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算し、小売電気事業者単位で合計した値 ii 需要抑制計画を小売電気事業者単位で合計した値 (v) 機器点参入に用いるリソース 同一の受電地点に属するリソース単位（以下、「地点単位」という）でc (a)およびc (b)を合計した値 ただし、同一の受電地点に属する複数の取引会員の機器点参入に用いるリソースが複数存在する場合は、dで取引会員ごとに算定した値 a 機器点端での算定 (a) 発電機リスト・パターンの場合 機器点ごとに第42条（電力量の計量）(2)で規定する発電リソ	

取引規程 本則 改定案（更新前）	取引規程 本則 改定案（更新後）	備 考
	スの実績電力量から高圧機器点発電基準値（調整電力量用・機器端）を減算した値に1から変圧器ロス2を減算した値を乗算した値 (b) 需要家リスト・パターンの場合 機器点ごとに高圧機器点基準値（調整電力量用・機器端）から第42条（電力量の計量）(2)で規定する需要リソースの実績電力量を減算した値を1から変圧器ロス2を減算した値で除算した値 (c) ネガボジリスト・パターンの場合 i 発電リソースの場合 (a)の値 ii 需要リソースの場合 (b)の値 b 機器点端で算定した値の合計および発電と需要の値への仕訳 (a) 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する受電点の当該30分コマの逆潮流の実績電力量の値がゼロより大きく、かつ、第42条（電力量の計量）(1)ロで規定する受電点の当該30分コマの順潮流の実績電力量の値がゼロの場合 i 発電の値への仕訳 a (a)、a (b)およびa (c)で算定した値を地点単位で合計した値と第42条（電力量の計量）(1)イで規定する受電点の当該30分コマの逆潮流の実績電力量の値を1から変圧器ロス1を減算した値で除算した値を比較し、小さい方の値 ii 需要の値への仕訳 a (a)、a (b)およびa (c)で算定した値を地点単位で合計した値からiの値を減算した値 (b) 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する受電点の当該30分コマの逆潮流の実績電力量の値がゼロ、かつ、第42条（電力量の計量）(1)ロで規定する受電点の当該30分コマの順潮流の実績電力量の値がゼロより大きい場合 i 発電の値への仕訳 a (a)、a (b)およびa (c)で算定した値を地点単位で合計した値からiiの値を減算した値 ii 需要の値への仕訳 a (a)、a (b)およびa (c)で算定した値を地点単位で合計した値とゼロから第42条（電力量の計量）(1)ロで規定する受電点の当該30分コマの順潮流の実績電力量を減算した値に1から変圧器ロス1を減算した値を乗算した値を比較し、大きい方の値。 ただし、リソースを供出する機器点が属する受電点で発電量調整供給契約を締結していない場合、a (a)、a (b)およびa (c)で算定した値。 (c) (a)および(b)以外の場合	

取引規程 本則 改定案（更新前）	取引規程 本則 改定案（更新後）	備 考
	i 発電リソースの仕訳 (i) 発電の値への仕訳 a (a)およびa (c) i で算定した値を地点単位で合計した値と第42条（電力量の計量）(1)イで規定する受電点の当該30分コマの逆潮流の実績電力量を1から変圧器ロス1を減算した値で除算した値を比較し、小さい方の値 (ii) 需要の値への仕訳 a (a)およびa (c) i で算定した値を地点単位で合計した値からi (i)の値を減算した値 ii 需要リソースの仕訳 (i) 発電の値への仕訳 a (b)およびa (c) ii で算定した値を地点単位で合計した値からii (ii)の値を減算した値 (ii) 需要の値への仕訳 a (b)およびa (c) ii で算定した値を地点単位で合計した値とゼロから第42条（電力量の計量）(1)ロで規定する受電点の当該30分コマの順潮流の実績電力量を減算した値に1から変圧器ロス1を減算した値を乗算した値を比較し、大きい方の値 ただし、リソースを供出する機器点が属する受電点で発電量調整供給契約を締結していない場合、a (a)、a (b)およびa (c)で算定した値。 c 送電端への変換 (a) bにより発電の値として仕訳された値 b (a) i またはb (b) i で算出した値に1から変圧器ロス1を減算した値を乗算し、当該値を小数点以下第1位で四捨五入した値 (b) bにより需要の値として仕訳された値 b (a) ii またはb (b) ii で算出した値を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値および1から変圧器ロス1を減算した値で除算し、当該値を小数点以下第1位で四捨五入した値 d 同一の受電地点に属する複数の取引会員の機器点参入に用いるリソースが存在する場合 地点単位でc (a)およびc (b)を合計した値を地点単位で a (a)、a (b)およびa (c)を合計した値のうち、それぞれの取引会員ごとにa (a)、a (b)およびa (c)を合計した値の比率で按分した値を小数点以下第1位で四捨五入し、当該値を同一の受電地点に属するリソースで最も小さい機器点特定番号以外の取引会員の値とする。（ただし、地点単位でa (a)、a (b)およびa (c)を合計した値がゼロとなる場合は、比率按分の算定をせずに地点単位で取引会員ごと、機器点ごとにa (a)またはa (c) i で算定した値に1から変圧器ロス1を減	

取引規程 本則 改定案（更新前）	取引規程 本則 改定案（更新後）	備 考
ロ 受電点の電圧が低圧の場合 (イ) 受電点参入に用いるリソース a 小売電気事業者単位の合計 (a) および(b) を小売電気事業者ごとに合計した値 (a) 発電リソース 発電バランシンググループごとに b(a) および b(c) i を合計した値から発電計画合計（kWh）（MMS）を減算した値 (b) 需要リソース 小売電気事業者ごとに低圧受電点基準値から b(b) i と b(c) ii (i) を合計した値と b(b) の需要抑制計画と b(c) ii の需要抑制計画を合計した値を減算した値 b 電力量の算定 (a) 発電機リスト・パターンの場合 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する発電リソースの実績電力量の値 (b) 需要家リスト・パターンの場合 第42条（電力量の計量）(1)ロで規定する需要リソースごとの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した値 (c) ネガボジリスト・パターンの場合 i 発電リソース 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する発電リソースの実績電力量の値 ii 需要リソース (i) 第42条（電力量の計量）(1)ロで規定する需要リソースごとの実績電力量に1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値を除算した値 (ii) 需要抑制計画 (p) 機器点参入に用いるリソース 当該リソースを供出する機器点が属する受電点において発電量調整供給契約の締結の有無により小売電気事業者単位に合計した値	算した値を乗算した値と a (b) または a (c) ii で算定した値に1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値および1から変圧器ロス1を減算した値で除算した値を合計し、当該値を小数点以下第1位で四捨五入した値を地点単位に合計した値）。 また、同一の受電地点に属するリソースで最も小さい機器点特定番号の取引会員の値は、地点単位で c (a) および c (b) を合計した値から同一の受電地点に属するリソースの他の取引会員の値を減算した値。 ロ 受電点の電圧が低圧の場合 (イ) 受電点参入に用いるリソース a 小売電気事業者単位の合計 (a) および(b) を小売電気事業者ごとに合計した値 (a) 発電リソース 発電バランシンググループごとに b(a) および b(c) i を合計した値から発電計画合計（kWh）（MMS）を減算した値 (b) 需要リソース 小売電気事業者ごとに低圧受電点基準値から b(b) i と b(c) ii (i) を合計した値と b(b) の需要抑制計画と b(c) ii の需要抑制計画を合計した値を減算した値 b 電力量の算定 (a) 発電機リスト・パターンの場合 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する発電リソースの実績電力量の値 (b) 需要家リスト・パターンの場合 第42条（電力量の計量）(1)ロで規定する需要リソースごとの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した値 (c) ネガボジリスト・パターンの場合 i 発電リソース 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する発電リソースの実績電力量の値 ii 需要リソース (i) 第42条（電力量の計量）(1)ロで規定する需要リソースごとの実績電力量に1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値を除算した値 (ii) 需要抑制計画 (p) 機器点参入に用いるリソース 当該リソースを供出する機器点が属する受電点において発電量調整供給契約の締結の有無により小売電気事業者単位に合計した値	

取引規程 本則 改定案（更新前）	取引規程 本則 改定案（更新後）	備 考
a 小売電気事業者単位の合計 (a)および (b)を小売電気事業者ごとに合計した値 (a) 発電リソース 発電バランシンググループごとに b(a) i および b(a) iii (i) または b(b) i および b(b) iii (i) を合計した値から低圧機器点発電基準値を減算した値 (b) 需要リソース 低圧機器点基準値から小売電気事業者ごとに b(a) ii および b(a) iii (ii) または b(b) ii および b(b) iii (ii) を合計した値を減算した値 b 発電量調整供給契約の締結の有無およびリソースごとの電力量の算定 (a)当該リソースを供出する機器点が属する受電点で発電量調整供給契約を締結している場合 i 発電機リスト・パターンの場合 (i) 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する実績電力量の値がゼロの場合 第42条（電力量の計量）(2)で規定する発電リソースの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した値 (ii) (i) 以外の場合 第42条（電力量の計量）(2)で規定する発電リソースの実績電力量の値 ii 需要家リスト・パターンの場合 (i) 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する実績電力量の値がゼロの場合 第42条（電力量の計量）(2)で規定する需要リソースの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した値 (ii) (i) 以外の場合 第42条（電力量の計量）(2)で規定する需要リソースの実績電力量の値 iii ネガボジリスト・パターンの場合 (i) 発電リソース (i-イ) 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する実績電力量の値がゼロの場合 第42条（電力量の計量）(2)で規定する発電リソースの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した値 (i-ロ) (i-イ) 以外の場合	a 小売電気事業者単位の合計 (a)および (b)を小売電気事業者ごとに合計した値 (a) 発電リソース 発電バランシンググループごとに b(a) i および b(a) iii (i) または b(b) i および b(b) iii (i) を合計した値から低圧機器点発電基準値を減算した値 (b) 需要リソース 低圧機器点基準値から小売電気事業者ごとに b(a) ii および b(a) iii (ii) または b(b) ii および b(b) iii (ii) を合計した値を減算した値 b 発電量調整供給契約の締結の有無およびリソースごとの電力量の算定 (a)当該リソースを供出する機器点が属する受電点で発電量調整供給契約を締結している場合 i 発電機リスト・パターンの場合 (i) 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する実績電力量の値がゼロの場合 第42条（電力量の計量）(2)で規定する発電リソースの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した値 (ii) (i) 以外の場合 第42条（電力量の計量）(2)で規定する発電リソースの実績電力量の値 ii 需要家リスト・パターンの場合 (i) 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する実績電力量の値がゼロの場合 第42条（電力量の計量）(2)で規定する需要リソースの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した値 (ii) (i) 以外の場合 第42条（電力量の計量）(2)で規定する需要リソースの実績電力量の値 iii ネガボジリスト・パターンの場合 (i) 発電リソース (i-イ) 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する実績電力量の値がゼロの場合 第42条（電力量の計量）(2)で規定する発電リソースの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した値 (i-ロ) (i-イ) 以外の場合	

取引規程 本則 改定案（更新前）	取引規程 本則 改定案（更新後）	備 考
第42条（電力量の計量）(2)で規定する発電リソースの実績電力量の値 (ii) 需要リソース (ii-イ) 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する実績電力量の値がゼロの場合 第42条（電力量の計量）(2)で規定する需要リソースの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した値 (ii-ロ）（ii-イ）以外の場合 第42条（電力量の計量）(2)で規定する需要リソースの実績電力量の値 (b) (a)に該当しない場合 i, ii, iii (i)およびiii (ii)のそれぞれの値を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した値 i 発電機リスト・パターンの場合 第42条（電力量の計量）(2)で規定する発電リソースの実績電力量の値 ii 需要家リスト・パターンの場合 第42条（電力量の計量）(2)で規定する需要リソースの実績電力量の値 iii ネガボジリスト・パターンの場合 (i) 発電リソース 第42条（電力量の計量）(2)で規定する発電リソースの実績電力量の値 (ii) 需要リソース 第42条（電力量の計量）(2)で規定する需要リソースの実績電力量の値 2 第1項により算定された調整電力量は、30分コマごとに以下のとおり区分するものとする。 (1) 上げ調整電力量 調整電力量が正の場合の電力量 (2) 下げ調整電力量 調整電力量が負の場合の電力量 3 提供期間の各30分コマにおいて、各リソースは属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における調整電源または調整負荷として扱い、調整電力量の算定対象とする。 ただし、以下の各号のいずれかに該当するリソースについては、この限りでない。 (1) 各取引規程別冊 第39条（アセスメント）(1)で算出されたアセスメ	第42条（電力量の計量）(2)で規定する発電リソースの実績電力量の値 (ii) 需要リソース (ii-イ) 第42条（電力量の計量）(1)イで規定する実績電力量の値がゼロの場合 第42条（電力量の計量）(2)で規定する需要リソースの実績電力量を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した値 (ii-ロ）（ii-イ）以外の場合 第42条（電力量の計量）(2)で規定する需要リソースの実績電力量の値 (b) (a)に該当しない場合 i, ii, iii (i)およびiii (ii)のそれぞれの値を1から属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における損失率を減算した値で除算した値 i 発電機リスト・パターンの場合 第42条（電力量の計量）(2)で規定する発電リソースの実績電力量の値 ii 需要家リスト・パターンの場合 第42条（電力量の計量）(2)で規定する需要リソースの実績電力量の値 iii ネガボジリスト・パターンの場合 (i) 発電リソース 第42条（電力量の計量）(2)で規定する発電リソースの実績電力量の値 (ii) 需要リソース 第42条（電力量の計量）(2)で規定する需要リソースの実績電力量の値 2 第1項により算定された調整電力量は、30分コマごとに以下のとおり区分するものとする。 (1) 上げ調整電力量 調整電力量が正の場合の電力量 (2) 下げ調整電力量 調整電力量が負の場合の電力量 3 提供期間の各30分コマにおいて、各リソースは属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における調整電源または調整負荷として扱い、調整電力量の算定対象とする。 ただし、以下の各号のいずれかに該当するリソースについては、この限りでない。 (1) 各取引規程別冊 第39条（アセスメント）(1)で算出されたアセスメ	

取引規程 本則 改定案（更新前）	取引規程 本則 改定案（更新後）	備 考
ントⅠにおける供出可能量がゼロ以下となった場合（同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合は、全ての約定において供出可能量がゼロ以下のとき）。 ただし、余力活用に関する契約を締結し下げ余力がある場合において余力の運用規程における第8条（調整力）第1項(1)から(7)に該当しない場合を除く。 (2) 単独発電機および各リスト・パターンにおける故障・トラブル等により調整ができない場合。 (3) 属地エリアの一般送配電事業者が調整できないと判断した場合。 (4) 一次調整力のみで約定した場合。 ただし、余力活用に関する契約を締結している場合において余力の運用規程における第8条（調整力）第1項(1)から(7)に該当しない場合を除く。	ントⅠにおける供出可能量がゼロ以下となった場合（同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合は、全ての約定において供出可能量がゼロ以下のとき）。 ただし、余力活用に関する契約を締結し下げ余力がある場合において余力の運用規程における第8条（調整力）第1項(1)から(7)に該当しない場合を除く。 (2) 単独発電機および各リスト・パターンにおける故障・トラブル等により調整ができない場合。 (3) 属地エリアの一般送配電事業者が調整できないと判断した場合。 (4) 一次調整力のみで約定した場合。 ただし、余力活用に関する契約を締結している場合において余力の運用規程における第8条（調整力）第1項(1)から(7)に該当しない場合を除く。	

取引規程別冊（三次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次②） 改定案（更新後）	備 考
取引規程別冊（三次調整力②） 取引規程別冊（三次調整力②）は、取引規程（需給調整市場）にもとづき、三次調整力②の取引に関する事前審査（第3章）、取引の実施（第4章）、入札（第5章）、約定処理（第6章）、調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。 なお、章数および条数は、取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。	取引規程別冊（三次調整力②） 取引規程別冊（三次調整力②）は、取引規程（需給調整市場）にもとづき、三次調整力②の取引に関する事前審査（第3章）、取引の実施（第4章）、入札（第5章）、約定処理（第6章）、調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。 なお、章数および条数は、取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。	

取引規程別冊（三次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次②） 改定案（更新後）	備 考
（性能確認等） 第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録時に希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象のΔkW）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。 なお、性能確認の実施方法は以下のとおりとする。 （1）取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しない場合または派生パターンへの変更を希望しない場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認に必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。 ロ 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 また、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。 ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したもので可能とする。 ハ 第22条（確認項目）(4)から(6)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実働試験を実施する。 なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。 ニ 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。 また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。 ホ 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 ヘ 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に	（性能確認等） 第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録時に希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象のΔkW）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。 なお、性能確認の実施方法は以下のとおりとする。 （1）取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しない場合または派生パターンへの変更を希望しない場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認に必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。 ロ 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 また、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。 ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したもので可能とする。 ハ 第22条（確認項目）(4)から(6)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実働試験を実施する。 なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。 ニ 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。 また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。 ホ 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 ヘ 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に	

取引規程別冊（三次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次②） 改定案（更新後）	備 考
関する契約」の締結に向けた協議を開始する。 なお、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。また、適合しないと判断されたことにより、当面の間、各リスト・パターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込みものとする。 ト 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性能確認を受けるものとする。 なお、取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 6 項に定める各リスト・パターンの変更を希望する場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することがある。 チ 性能確認により、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合していると判断された後、実働試験の実施時期による供出可能量の補正が必要な場合、取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者へその旨を申し出たうえで、リソースの需要実績など補正量を証明できるデータを需給調整市場システムに登録後、属地エリアの一般送配電事業者が適当と認める場合は、供出可能量の補正を行う。 (2) 取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当し、かつ、派生パターンへの変更を希望する場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第 17 条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された各リスト・パターンにもとづき、原則として 10 営業日以内に性能確認を実施する。 ロ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当するかを確認する。 ハ 属地エリアの一般送配電事業者は当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当すると判断した場合、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合しているものとみなす。 また、取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。 ニ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが第 26	関する契約」の締結に向けた協議を開始する。 なお、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。また、適合しないと判断されたことにより、当面の間、各リスト・パターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込みものとする。 ト 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性能確認を受けるものとする。 なお、取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 6 項に定める各リスト・パターンの変更を希望する場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することがある。 チ 性能確認により、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合していると判断された後、実働試験の実施時期による供出可能量の補正が必要な場合、取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者へその旨を申し出たうえで、リソースの需要実績など補正量を証明できるデータを需給調整市場システムに登録後、属地エリアの一般送配電事業者が適当と認める場合は、供出可能量の補正を行う。 (2) 取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当し、かつ、派生パターンへの変更を希望する場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第 17 条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された各リスト・パターンにもとづき、原則として 10 営業日以内に性能確認を実施する。 ロ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当するかを確認する。 ハ 属地エリアの一般送配電事業者は当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当すると判断した場合、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合しているものとみなす。 また、取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。 ニ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが第 26	

取引規程別冊（三次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次②） 改定案（更新後）	備 考
条（取引対象の Δ k W）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。 2 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）および取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第1項のマスターパターン登録時に希望する商品の審査の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録されたマスターパターンに含まれるリソースについて、当該マスターパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンのリソースとして用いることが可能であることを確認する（以下、「マスターパターン審査」という）。 なお、マスターパターン審査の実施方法は以下のとおりとする。 (1) 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録されたマスターパターン審査に必要となるデータ（以下、「マスターパターンデータ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内にマスターパターン審査を実施する。 (2) 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等に関わる提出資料）に定めるマスターパターンデータを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 (3) 属地エリアの一般送配電事業者が詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 (4) 属地エリアの一般送配電事業者は、マスターパターン内のリソースを当該マスターパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることの可否を、取引会員に通知する。 なお、マスターパターン内のリソースについて同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該リソースを各リスト・パターンに登録することはできない。また、同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断されたことにより、当面の間、マスターパターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込むものとする。 (5) マスターパターン審査による合格判定後に、マスターパターンに含まれるリソースを変更する場合、取引会員はマスターパターンデータを需給調整市場システムに再登録後、電源等審査の申請を行い、マスターパターン審査を受けるものとする。	条（取引対象の Δ k W）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。 2 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）および取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第1項のマスターパターン登録時に希望する商品の審査の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録されたマスターパターンに含まれるリソースについて、当該マスターパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンのリソースとして用いることが可能であることを確認する（以下、「マスターパターン審査」という）。 なお、マスターパターン審査の実施方法は以下のとおりとする。 (1) 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録されたマスターパターン審査に必要となるデータ（以下、「マスターパターンデータ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内にマスターパターン審査を実施する。 (2) 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等に関わる提出資料）に定めるマスターパターンデータを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 (3) 属地エリアの一般送配電事業者が詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 (4) 属地エリアの一般送配電事業者は、マスターパターン内のリソースを当該マスターパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることの可否を、取引会員に通知する。 なお、マスターパターン内のリソースについて同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該リソースを各リスト・パターンに登録することはできない。また、同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断されたことにより、当面の間、マスターパターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込むものとする。 (5) マスターパターン審査による合格判定後に、マスターパターンに含まれるリソースを変更する場合、取引会員はマスターパターンデータを需給調整市場システムに再登録後、電源等審査の申請を行い、マスターパターン審査を受けるものとする。	

取引規程別冊（三次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次②） 改定案（更新後）	備 考
（計画等の提出） 第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。 (1) 単独発電機で約定した場合、約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出する。 (2) 需要家リスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ハ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** ニ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値を記載した機器点計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイ、ロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 また、約定したパターン番号とイ、ロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録された計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画が提出されなかったものとする。 (3) 発電機リスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。 イ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出する。 ロ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）および発電上限合	（計画等の提出） 第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。 (1) 単独発電機で約定した場合、約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出する。 (2) 需要家リスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ハ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点基準値（アセス用）および高圧機器点基準値（調整電力量用・機器端）を記載した機器点計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ニ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値を記載した機器点計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイ、ロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 また、約定したパターン番号とイ、ロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録された計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画が提出されなかったものとする。 (3) 発電機リスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。 イ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出する。 ロ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）および発電上限合	

取引規程別冊（三次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次②） 改定案（更新後）	備 考
計（kWh）（MMS）を記載した発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ハ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** ニ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値および低圧機器点発電上限を記載した機器点計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 また、約定したパターン番号とロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録された計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画が提出されなかったものとする。 (4) ネガボジリスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 発電リソースを用いる場合 (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出する。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）および発電上限合計（kWh）（MMS）を記載した発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機	計（kWh）（MMS）を記載した発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ハ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点発電基準値（アセス用）、高圧機器点発電基準値（調整電力量用・機器端）および高圧機器点発電上限を記載した機器点計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ニ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値および低圧機器点発電上限を記載した機器点計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 また、約定したパターン番号とロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録された計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画が提出されなかったものとする。 (4) ネガボジリスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 発電リソースを用いる場合 (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出する。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）および発電上限合計（kWh）（MMS）を記載した発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点発電基準値（アセス用）、高圧機器点発電基準値（調整電力量用・機器端）および高圧機器点発電上限を記載した機器点計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機	

取引規程別冊（三次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次②） 改定案（更新後）	備 考
器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値および低圧機器点発電上限を記載した機器点計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 需要リソースを用いる場合 (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値を記載した機器点計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイまたはロによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画が提出されなかったものとする。 2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定したパターン番号、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号、および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号の全部または一部が異なるとき（同一の時間帯において余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号が提出されない場合および余力の運用規程における第24条（各種計画提出）第4項の定め反する場合も含む）、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号は以下のとおり取	器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値および低圧機器点発電上限を記載した機器点計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 需要リソースを用いる場合 (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点基準値（アセス用）および高圧機器点基準値（調整電力量用・機器端）を記載した機器点計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値を記載した機器点計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイまたはロによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画が提出されなかったものとする。 2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定したパターン番号、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号、および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号の全部または一部が異なるとき（同一の時間帯において余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号が提出されない場合および余力の運用規程における第24条（各種計画提出）第4項の定め反する場合も含む）、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号は以下のとおり取	

取引規程別冊（三次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次②） 改定案（更新後）	備 考
り扱う。 (1) 需要家リスト・パターン 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と基準値計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて基準値計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 (2) 発電機リスト・パターン 約定したパターン番号を用いる。 (3) ネガポジリスト・パターン イ 発電リソースを用いる場合 約定したパターン番号を用いる。 ロ 需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と基準値計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて基準値計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 3 余力活用に関する契約において三次調整力②に相当する機能以外で契約を締結している場合、または余力活用に関する契約を締結していない場合で同一リソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは、取引規程別冊（複合約定）第34条（計画等の提出）のとおりとする。	り扱う。 (1) 需要家リスト・パターン 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と基準値計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて基準値計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 (2) 発電機リスト・パターン 約定したパターン番号を用いる。 (3) ネガポジリスト・パターン イ 発電リソースを用いる場合 約定したパターン番号を用いる。 ロ 需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と基準値計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて基準値計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 3 余力活用に関する契約において三次調整力②に相当する機能以外で契約を締結している場合、または余力活用に関する契約を締結していない場合で同一リソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは、取引規程別冊（複合約定）第34条（計画等の提出）のとおりとする。	

取引規程別冊（三次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次②） 改定案（更新後）	備 考
（調整の実施の原則） 第35条 Δ k W約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、簡易指令システムでの指令方法は、次のとおりとする。 なお、同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて、同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における各商品の指令は別表3のとおり。 (1) 到達時刻の60分前までに指令を行うこととし、提供期間の最初の30分コマから終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。 (2) 指令値を変更する場合は、対象の30分コマに対して60分前までに指令を行う。この場合、当該対象30分コマから提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。 (3) 対象の30分コマに対して60分前までに指令がない場合は、前30分コマの指令値に従った運転を継続する。 ただし、対象の30分コマが提供期間の最初の30分コマの場合は、発電計画、合計発電計画または基準値計画にもとづいた運転を継続する（この場合、指令量はゼロとみなす）。 (4) 提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合、最終商品ブロックの終了時刻）においては、提供期間の終了時刻まで指令しているため、あらためて復帰指令は行わない。 なお、専用線オンラインでの指令方法は、属地エリアの一般送配電事業者と協議する。 2 第1項の調整の実施にもとづく実需給時点での調整電力量の受け渡しは、属地エリアの一般送配電事業者との間で定める受電地点にて行う。 3 本市場にて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結しているリソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし、上げ調整指令はV1単価の安いものから順に行い、下げ調整指令はV2単価の高い順に行う。 ただし、連系線の運用容量制約および系統制約が生じる場合等はその限りではない。 なお、二次調整力①の商品区分に相当する機能に対する上げ調整指令および下げ調整指令は、系統周波数を一定に保つよう、指令を行う。 4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場合、そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行う。	（調整の実施の原則） 第35条 Δ k W約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、簡易指令システムでの指令方法は、次のとおりとする。 なお、同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて、同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における各商品の指令は別表3のとおり。 (1) 到達時刻の60分前までに指令を行うこととし、提供期間の最初の30分コマから終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。 (2) 指令値を変更する場合は、対象の30分コマに対して60分前までに指令を行う。この場合、当該対象30分コマから提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。 (3) 対象の30分コマに対して60分前までに指令がない場合は、前30分コマの指令値に従った運転を継続する。 ただし、対象の30分コマが提供期間の最初の30分コマの場合は、発電計画、合計発電計画または基準値計画にもとづいた運転を継続する（この場合、指令量はゼロとみなす）。 (4) 提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合、最終商品ブロックの終了時刻）においては、提供期間の終了時刻まで指令しているため、あらためて復帰指令は行わない。 なお、専用線オンラインでの指令方法は、属地エリアの一般送配電事業者と協議する。 2 第1項の調整の実施にもとづく実需給時点での調整電力量の受け渡しは、属地エリアの一般送配電事業者との間で定める受電地点にて行う。 3 本市場にて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結しているリソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし、上げ調整指令はV1単価の安いものから順に行い、下げ調整指令はV2単価の高い順に行う。 ただし、連系線の運用容量制約および系統制約が生じる場合等はその限りではない。 なお、二次調整力①の商品区分に相当する機能に対する調整の実施は、属地エリアごと、または複数のエリアを1系統として広域LFC機能を適用する場合は当該複数エリアごとに行うこととし、上げ調整指令および下げ調整指令は、系統周波数を一定に保つよう、指令を行う。 4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場合、そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行う。	

取引規程別冊（三次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次①） 改定案（更新後）	備 考
取引規程別冊（三次調整力①） 取引規程別冊（三次調整力①）は、取引規程（需給調整市場）にもとづき、三次調整力①の取引に関する事前審査（第3章）、取引の実施（第4章）、入札（第5章）、約定処理（第6章）、調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。 なお、章数および条数は、取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。	取引規程別冊（三次調整力①） 取引規程別冊（三次調整力①）は、取引規程（需給調整市場）にもとづき、三次調整力①の取引に関する事前審査（第3章）、取引の実施（第4章）、入札（第5章）、約定処理（第6章）、調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。 なお、章数および条数は、取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。	

取引規程別冊（三次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次①） 改定案（更新後）	備 考
（性能確認等） 第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録時に希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象のΔkW）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。 なお、性能確認の実施方法は以下のとおりとする。 （1）取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しない場合または派生パターンへの変更を希望しない場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認に必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。 ロ 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 また、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。 ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したもので可能とする。 ハ 第22条（確認項目）(4)から(6)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実働試験を実施する。 なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。 ニ 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。 また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。 ホ 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 ヘ 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に	（性能確認等） 第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録時に希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象のΔkW）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。 なお、性能確認の実施方法は以下のとおりとする。 （1）取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しない場合または派生パターンへの変更を希望しない場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認に必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。 ロ 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 また、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。 ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したもので可能とする。 ハ 第22条（確認項目）(4)から(6)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実働試験を実施する。 なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。 ニ 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。 また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。 ホ 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 ヘ 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に	

取引規程別冊（三次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次①） 改定案（更新後）	備 考
関する契約」の締結に向けた協議を開始する。 なお、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。また、適合しないと判断されたことにより、当面の間、各リスト・パターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込みものとする。 ト 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性能確認を受けるものとする。 なお、取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 6 項に定める各リスト・パターンの変更を希望する場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 また、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンのリソースの変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の基準値の設定方法で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 チ 性能確認により、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合していると判断された後、実働試験の実施時期による供出可能量の補正が必要な場合、取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者へその旨を申し出たうえで、リソースの需要実績など補正量を証明できるデータを需給調整市場システムに登録後、属地エリアの一般送配電事業者が適当と認める場合は、供出可能量の補正を行う。 (2) 取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当し、かつ、派生パターンへの変更を希望する場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第 17 条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された各リスト・パターンにもとづき、原則として 10 営業日以内に性能確認を実施する。 ロ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当するかを確認する。 ハ 属地エリアの一般送配電事業者は当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当すると判断した場合、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合しているものとみなす。	関する契約」の締結に向けた協議を開始する。 なお、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。また、適合しないと判断されたことにより、当面の間、各リスト・パターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込みものとする。 ト 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性能確認を受けるものとする。 なお、取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 6 項に定める各リスト・パターンの変更を希望する場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 また、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンのリソースの変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の基準値の設定方法で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 チ 性能確認により、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合していると判断された後、実働試験の実施時期による供出可能量の補正が必要な場合、取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者へその旨を申し出たうえで、リソースの需要実績など補正量を証明できるデータを需給調整市場システムに登録後、属地エリアの一般送配電事業者が適当と認める場合は、供出可能量の補正を行う。 (2) 取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当し、かつ、派生パターンへの変更を希望する場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第 17 条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された各リスト・パターンにもとづき、原則として 10 営業日以内に性能確認を実施する。 ロ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当するかを確認する。 ハ 属地エリアの一般送配電事業者は当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当すると判断した場合、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合しているものとみなす。	

取引規程別冊（三次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次①） 改定案（更新後）	備 考
また、取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。 ニ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。 2 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）および取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第1項のマスタパターン登録時に希望する商品の審査の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録されたマスタパターンに含まれるリソースについて、当該マスタパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンのリソースとして用いることが可能であることを確認する（以下、「マスタパターン審査」という）。 なお、マスタパターン審査の実施方法は以下のとおりとする。 (1) 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録されたマスタパターン審査に必要となるデータ（以下、「マスタパターンデータ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内にマスタパターン審査を実施する。 (2) 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等に関わる提出資料）に定めるマスタパターンデータを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 (3) 属地エリアの一般送配電事業者が詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 (4) 属地エリアの一般送配電事業者は、マスタパターン内のリソースを当該マスタパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることの可否を、取引会員に通知する。 なお、マスタパターン内のリソースについて同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該リソースを各リスト・パターンに登録することはできない。また、同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断されたことにより、当面の間、マスタパターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込むものとする。	また、取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。 ニ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。 2 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）および取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第1項のマスタパターン登録時に希望する商品の審査の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録されたマスタパターンに含まれるリソースについて、当該マスタパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンのリソースとして用いることが可能であることを確認する（以下、「マスタパターン審査」という）。 なお、マスタパターン審査の実施方法は以下のとおりとする。 (1) 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録されたマスタパターン審査に必要となるデータ（以下、「マスタパターンデータ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内にマスタパターン審査を実施する。 (2) 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等に関わる提出資料）に定めるマスタパターンデータを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 (3) 属地エリアの一般送配電事業者が詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 (4) 属地エリアの一般送配電事業者は、マスタパターン内のリソースを当該マスタパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることの可否を、取引会員に通知する。 なお、マスタパターン内のリソースについて同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該リソースを各リスト・パターンに登録することはできない。また、同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断されたことにより、当面の間、マスタパターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込むものとする。	

取引規程別冊（三次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次①） 改定案（更新後）	備 考
(5) マスタパターン審査による合格判定後に、マスタパターンに含まれるリソースを変更する場合、取引会員はマスタパターンデータを需給調整市場システムに再登録後、電源等審査の申請を行い、マスタパターン審査を受けるものとする。	(5) マスタパターン審査による合格判定後に、マスタパターンに含まれるリソースを変更する場合、取引会員はマスタパターンデータを需給調整市場システムに再登録後、電源等審査の申請を行い、マスタパターン審査を受けるものとする。	

取引規程別冊（三次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次①） 改定案（更新後）	備 考
（計画等の提出） 第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。 (1) 単独発電機で約定した場合は以下のとおりとする。 イ 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択した場合は、1分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 登録後にイによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 (2) 需要家リスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 事前予測型を選択しているとき (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後に(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの	（計画等の提出） 第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。 (1) 単独発電機で約定した場合は以下のとおりとする。 イ 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択した場合は、1分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 登録後にイによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 (2) 需要家リスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 事前予測型を選択しているとき (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点基準値（アセス用）、高圧機器点基準値（調整電力量用・機器端）および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後に(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの	

取引規程別冊（三次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次①） 改定案（更新後）	備 考
値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 ロ 直前計測型を選択しているとき (イ) 簡易指令システムで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1分ごとの需要実績を、簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。 (ロ) 約定した需要家リスト・パターンの1分基準値電力（直前計測型）は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの(イ)の1分ごとまたは属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。 ただし、当該送信周期ごとにおける(イ)の需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された(イ)の需要実績の平均値を1分基準値電力（直前計測型）とみなす。 なお、簡易指令システムで接続する場合は、(イ)の1分ごとの需要実績が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。 また、専用線オンラインで接続する場合は、(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 (ハ) 同一の需要家リスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。なお、最初の商品ブロックが一次調整力かつ監視方法がオフラインの場合、取引会員は、当該商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、1秒ごとの需要実績を、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式により通知する。	値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 ロ 直前計測型を選択しているとき (イ) 簡易指令システムで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1分ごとの需要実績を、簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。 (ロ) 約定した需要家リスト・パターンの1分基準値電力（直前計測型）は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの(イ)の1分ごとまたは属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。 ただし、当該送信周期ごとにおける(イ)の需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された(イ)の需要実績の平均値を1分基準値電力（直前計測型）とみなす。 なお、簡易指令システムで接続する場合は、(イ)の1分ごとの需要実績が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。 また、専用線オンラインで接続する場合は、(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 (ハ) 同一の需要家リスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。なお、最初の商品ブロックが一次調整力かつ監視方法がオフラインの場合、取引会員は、当該商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、1秒ごとの需要実績を、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式により通知する。	

取引規程別冊（三次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次①） 改定案（更新後）	備 考
(ニ) 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月 10 日までに需給調整市場システムに登録する。 (ホ) 小売電気事業者ごとの基準値は、1 分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または 1 秒基準値電力（直前計測型）を 2 で除した値を、当該 30 分コマの直前計測型基準値内訳実績の小売電気事業者ごとの基準値相当の需要実績を直前計測型基準値内訳実績の合計値で除した比率で按分した値（以下、「修正後基準値」という）とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が 1 分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または 1 秒基準値電力（直前計測型）を 2 で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は 1 分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または 1 秒基準値電力（直前計測型）を 2 で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。 また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。 (3) 発電機リスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。 イ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1 分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の 1 時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）、発電上限合計（kWh）（MMS）および 1 分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1 分）を、商品ブロックの開始時刻の 1 時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ハ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** ニ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合	(ニ) 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月 10 日までに需給調整市場システムに登録する。 (ホ) 小売電気事業者ごとの基準値は、1 分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または 1 秒基準値電力（直前計測型）を 2 で除した値を、当該 30 分コマの直前計測型基準値内訳実績の小売電気事業者ごとの基準値相当の需要実績を直前計測型基準値内訳実績の合計値で除した比率で按分した値（以下、「修正後基準値」という）とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が 1 分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または 1 秒基準値電力（直前計測型）を 2 で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は 1 分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または 1 秒基準値電力（直前計測型）を 2 で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。 また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。 (3) 発電機リスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。 イ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1 分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の 1 時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）、発電上限合計（kWh）（MMS）および 1 分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1 分）を、商品ブロックの開始時刻の 1 時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ハ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点発電基準値（アセス用）、高圧機器点発電基準値（調整電力量用・機器端）、高圧機器点発電上限および機器点 1 分発電計画電力を記載した機器点計画（1 分）を、商品ブロックの開始時刻の 1 時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ニ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合	

取引規程別冊（三次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次①） 改定案（更新後）	備 考
取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイ、ロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 また、約定したパターン番号とイ、ロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録された計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画が提出されなかったものとする。 (4) ネガボジリスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 発電リソースを用いる場合 (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）、発電上限合計（kWh）（MMS）および1分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後に(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値	取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイ、ロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 また、約定したパターン番号とイ、ロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録された計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画が提出されなかったものとする。 (4) ネガボジリスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 発電リソースを用いる場合 (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）、発電上限合計（kWh）（MMS）および1分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点発電基準値（アセス用）、高圧機器点発電基準値（調整電力量用・機器端）、高圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後に(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値	

取引規程別冊（三次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次①） 改定案（更新後）	備 考
は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 ロ 需要リソースを用いる場合 (イ) 事前予測型を選択しているとき a 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 b 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 c 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** d 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にa、b、cまたはdによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 (ロ) 直前計測型を選択しているとき a 簡易指令システムで接続する場合、取引会員は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1分ごとの需要実績を、簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。	は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 ロ 需要リソースを用いる場合 (イ) 事前予測型を選択しているとき a 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 b 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 c 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点基準値（アセス用）、高圧機器点基準値（調整電力量用・機器端）および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 d 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にa、b、cまたはdによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 (ロ) 直前計測型を選択しているとき a 簡易指令システムで接続する場合、取引会員は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1分ごとの需要実績を、簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。	

取引規程別冊（三次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次①） 改定案（更新後）	備 考
b 約定したネガボジリスト・パターンの1分基準値電力（直前計測型）は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までのaの1分ごとまたは属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。 ただし、aの需要実績が一部でも送信されなかった場合は、aのうち送信に成功した需要実績の平均値を1分基準値電力（直前計測型）とみなす。 なお、簡易指令システムで接続する場合は、aの1分ごとの需要実績が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。 また、専用線オンラインで接続する場合は、aの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 c 同一のネガボジリスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。 なお、最初の商品ブロックが一次調整力かつ監視方法がオフラインの場合、取引会員は、当該商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、1秒ごとの需要実績を、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式により通知する。 d 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。 e 小売電気事業者ごとの基準値は、修正後基準値とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）	b 約定したネガボジリスト・パターンの1分基準値電力（直前計測型）は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までのaの1分ごとまたは属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。 ただし、aの需要実績が一部でも送信されなかった場合は、aのうち送信に成功した需要実績の平均値を1分基準値電力（直前計測型）とみなす。 なお、簡易指令システムで接続する場合は、aの1分ごとの需要実績が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。 また、専用線オンラインで接続する場合は、aの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 c 同一のネガボジリスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。 なお、最初の商品ブロックが一次調整力かつ監視方法がオフラインの場合、取引会員は、当該商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、1秒ごとの需要実績を、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式により通知する。 d 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。 e 小売電気事業者ごとの基準値は、修正後基準値とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）	

取引規程別冊（三次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次①） 改定案（更新後）	備 考
または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。 また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。 2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定したパターン番号、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号、および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号の全部または一部が異なるとき（同一の時間帯において余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号が提出されない場合および余力の運用規程における第24条（各種計画提出）第4項の定め反する場合も含む）の第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号は以下のとおり取り扱う。 (1) 需要家リスト・パターン 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と基準値計画または基準値計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、基準値計画および基準値計画（1分）が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 (2) 発電機リスト・パターン 1分発電計画電力計画または発電計画電力計画（1分）のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画または発電計画電力計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 (3) ネガボジリスト・パターン イ 発電リソースを用いる場合 1分発電計画電力計画または発電計画電力計画（1分）のパターン番号を用いる。 ロ 需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。	または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。 また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。 2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定したパターン番号、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号、および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号の全部または一部が異なるとき（同一の時間帯において余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号が提出されない場合および余力の運用規程における第24条（各種計画提出）第4項の定め反する場合も含む）の第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号は以下のとおり取り扱う。 (1) 需要家リスト・パターン 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と基準値計画または基準値計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、基準値計画および基準値計画（1分）が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 (2) 発電機リスト・パターン 1分発電計画電力計画または発電計画電力計画（1分）のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画または発電計画電力計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 (3) ネガボジリスト・パターン イ 発電リソースを用いる場合 1分発電計画電力計画または発電計画電力計画（1分）のパターン番号を用いる。 ロ 需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。	

取引規程別冊（三次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次①） 改定案（更新後）	備 考
ただし、約定したパターン番号と 1 分発電計画電力計画、発電計画電力計画（1 分） 基準値計画または基準値計画（1 分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第 25 条（余力提供計画）第 1 項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 3 余力活用に関する契約において三次調整力①に相当する機能以外で契約を締結している場合、または余力活用に関する契約を締結していない場合で同一リソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは、取引規程別冊（複合約定）第34条（計画等の提出）のとおりとする。	ただし、約定したパターン番号と 1 分発電計画電力計画、発電計画電力計画（1 分） 基準値計画または基準値計画（1 分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第 25 条（余力提供計画）第 1 項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 3 余力活用に関する契約において三次調整力①に相当する機能以外で契約を締結している場合、または余力活用に関する契約を締結していない場合で同一リソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは、取引規程別冊（複合約定）第34条（計画等の提出）のとおりとする。	

取引規程別冊（三次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次①） 改定案（更新後）	備 考
（調整の実施の原則） 第35条 Δ k W約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、指令方法は次のとおりとする。 なお、同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて、同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における各商品の指令は別表3のとおり。 (1) 簡易指令システムで指令を行う場合 イ 到達時刻の15分前までに指令を行うこととし、到達時刻から終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。 また、約定した最初の商品ブロックの指令は、商品ブロック開始後15分を到達時刻とした指令を行う。 なお、同一の系統コードのリソースにおいて連続して約定し、後続の商品ブロックが三次調整力①の場合、当該後続の約定した最初の商品ブロックの指令は、商品ブロック開始時刻を到達時刻とした指令を行う。指令の間隔は5分とする。 ロ 指令値を変更する場合は、到達時刻の15分前までに指令を行う。この場合、到達時刻から提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。 ハ 対象の時刻に対して15分前までに指令がない場合は、対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。 ただし、提供期間の最初の30分コマの開始時刻から15分後を到達時刻とする指令が行われなかった場合は、発電販売計画（簡易指令システムで接続し、出力調整指令〔数値指令〕を選択するときに限る）、1分発電計画電力計画、1分基準値電力計画（事前予測型）、または1分基準値電力計画（直前計測型）にもとづいた運転を継続する（この場合、指令量はゼロとみなす）。 ニ 提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合、最終商品ブロックの終了時刻）においては、提供期間の終了時刻まで指令しているため、あらためて復帰指令は行わない。 (2) 専用線オンラインで指令を行う場合 イ 余力活用に関する契約を締結している単独発電機の場合 別表2に定める属地エリアの一般送配電事業者のEDC指令周期ごとの指令、またはロに規定される指令を行う。EDC・LFC信号を一括して送信する場合は、EDC・LFCそれぞれの演算結果を合算した指令とする（LFCを除外している時間を除く）。	（調整の実施の原則） 第35条 Δ k W約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、指令方法は次のとおりとする。 なお、同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて、同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における各商品の指令は別表3のとおり。 (1) 簡易指令システムで指令を行う場合 イ 到達時刻の15分前までに指令を行うこととし、到達時刻から終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。 また、約定した最初の商品ブロックの指令は、商品ブロック開始後15分を到達時刻とした指令を行う。 なお、同一の系統コードのリソースにおいて連続して約定し、後続の商品ブロックが三次調整力①の場合、当該後続の約定した最初の商品ブロックの指令は、商品ブロック開始時刻を到達時刻とした指令を行う。指令の間隔は5分とする。 ロ 指令値を変更する場合は、到達時刻の15分前までに指令を行う。この場合、到達時刻から提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。 ハ 対象の時刻に対して15分前までに指令がない場合は、対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。 ただし、提供期間の最初の30分コマの開始時刻から15分後を到達時刻とする指令が行われなかった場合は、発電販売計画（簡易指令システムで接続し、出力調整指令〔数値指令〕を選択するときに限る）、1分発電計画電力計画、1分基準値電力計画（事前予測型）、または1分基準値電力計画（直前計測型）にもとづいた運転を継続する（この場合、指令量はゼロとみなす）。 ニ 提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合、最終商品ブロックの終了時刻）においては、提供期間の終了時刻まで指令しているため、あらためて復帰指令は行わない。 (2) 専用線オンラインで指令を行う場合 イ 余力活用に関する契約を締結している単独発電機の場合 別表2に定める属地エリアの一般送配電事業者のEDC指令周期ごとの指令、またはロに規定される指令を行う。EDC・LFC信号を一括して送信する場合は、EDC・LFCそれぞれの演算結果を合算した指令とする（LFCを除外している時間を除く）。	

取引規程別冊（三次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（三次①） 改定案（更新後）	備 考
ただし、手動で指令値を送信する場合は、EDC指令周期によらず、需給調整市場システムヘデータ登録されたEDC変化速度で指令値まで到達する時間またはEDC目標時刻のいずれか長いほう、またはロに規定される指令を行う場合は15分間を到達時刻とする指令を行うこととする。 なお、指令を出力増減指令（接点信号）により行う場合、属地エリアの一般送配電事業者が指令を作成するための目標値として用いた数値を第24条（実働試験の実施方法）および第39条（アセスメント）に定める指令値として扱うこととし、第24条（実働試験の実施方法）(1)ロ(㍱)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価により第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合が判明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し所定の様式により、不適合となった30分コマの目標値を開示することとする。 また、別表2に定めるEDC目標時刻がEDC演算周期よりも短い指令を行う場合で、第24条（実働試験の実施方法）(1)ロ(㍱)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価により第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合が判明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し、所定の様式により、不適合となった30分コマのEDC演算周期において算定された指令値を開示することとする。 ロ 余力活用に関する契約を締結していない単独発電機の場合、または各リスト・パターンを用いる場合 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分後を到達時刻とする指令を行う。指令の間隔は5分とする。 2 第1項の調整の実施にもとづく実需給時点での調整電力量の受け渡しは、属地エリアの一般送配電事業者との間で定める受電地点にて行う。 3 本市場にて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結しているリソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし、上げ調整指令はV1単価の安いものから順に行い、下げ調整指令はV2単価の高い順に行う。 ただし、連系線の運用容量制約および系統制約が生じる場合等はその限りではない。 なお、二次調整力①の商品区分に相当する機能に対する上げ調整指令および下げ調整指令は、系統周波数を一定に保つよう、指令を行う。 4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場合、そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行う。	ただし、手動で指令値を送信する場合は、EDC指令周期によらず、需給調整市場システムヘデータ登録されたEDC変化速度で指令値まで到達する時間またはEDC目標時刻のいずれか長いほう、またはロに規定される指令を行う場合は15分間を到達時刻とする指令を行うこととする。 なお、指令を出力増減指令（接点信号）により行う場合、属地エリアの一般送配電事業者が指令を作成するための目標値として用いた数値を第24条（実働試験の実施方法）および第39条（アセスメント）に定める指令値として扱うこととし、第24条（実働試験の実施方法）(1)ロ(㍱)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価により第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合が判明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し所定の様式により、不適合となった30分コマの目標値を開示することとする。 また、別表2に定めるEDC目標時刻がEDC演算周期よりも短い指令を行う場合で、第24条（実働試験の実施方法）(1)ロ(㍱)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価により第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合が判明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し、所定の様式により、不適合となった30分コマのEDC演算周期において算定された指令値を開示することとする。 ロ 余力活用に関する契約を締結していない単独発電機の場合、または各リスト・パターンを用いる場合 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分後を到達時刻とする指令を行う。指令の間隔は5分とする。 2 第1項の調整の実施にもとづく実需給時点での調整電力量の受け渡しは、属地エリアの一般送配電事業者との間で定める受電地点にて行う。 3 本市場にて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結しているリソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし、上げ調整指令はV1単価の安いものから順に行い、下げ調整指令はV2単価の高い順に行う。 ただし、連系線の運用容量制約および系統制約が生じる場合等はその限りではない。 なお、二次調整力①の商品区分に相当する機能に対する調整の実施は、属地エリアごと、または複数のエリアを1系統として広域LFC機能を適用する場合は当該複数のエリアごとに行うこととし、上げ調整指令および下げ調整指令は、系統周波数を一定に保つよう、指令を行う。 4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場合、そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行う。	

取引規程別冊（二次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次②） 改定案（更新後）	備 考
取引規程別冊（二次調整力②） 取引規程別冊（二次調整力②）は、取引規程（需給調整市場）にもとづき、二次調整力②の取引に関する事前審査（第3章）、取引の実施（第4章）、入札（第5章）、約定処理（第6章）、調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。 なお、章数および条数は、取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。	取引規程別冊（二次調整力②） 取引規程別冊（二次調整力②）は、取引規程（需給調整市場）にもとづき、二次調整力②の取引に関する事前審査（第3章）、取引の実施（第4章）、入札（第5章）、約定処理（第6章）、調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。 なお、章数および条数は、取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。	

取引規程別冊（二次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次②） 改定案（更新後）	備 考
（性能確認等） 第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録時に希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象の$\Delta k W$）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。 なお、性能確認の実施方法は以下のとおりとする。 （1）取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しない場合または派生パターンへの変更を希望しない場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認に必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。 ロ 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。 また、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。 ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したもので可能とする。 ハ 第22条（確認項目）(4)から(6)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実働試験を実施する。 なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。 ニ 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。 また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。 ホ 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 ヘ 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象の$\Delta k W$）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に	（性能確認等） 第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録時に希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象の$\Delta k W$）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。 なお、性能確認の実施方法は以下のとおりとする。 （1）取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しない場合または派生パターンへの変更を希望しない場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認に必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。 ロ 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者へ提出する。 また、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。 ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したもので可能とする。 ハ 第22条（確認項目）(4)から(6)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実働試験を実施する。 なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。 ニ 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。 また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。 ホ 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 ヘ 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象の$\Delta k W$）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に	

取引規程別冊（二次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次②） 改定案（更新後）	備 考
関する契約」の締結に向けた協議を開始する。 なお、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。また、適合しないと判断されたことにより、当面の間、各リスト・パターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込みものとする。 ト 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性能確認を受けるものとする。 なお、取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 6 項に定める各リスト・パターンの変更を希望する場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 また、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンのリソースの変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の基準値の設定方法で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 チ 性能確認により、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合していると判断された後、実働試験の実施時期による供出可能量の補正が必要な場合、取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者へその旨を申し出たうえで、リソースの需要実績など補正量を証明できるデータを需給調整市場システムに登録後、属地エリアの一般送配電事業者が適当と認める場合は、供出可能量の補正を行う。 (2) 取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当し、かつ、派生パターンへの変更を希望する場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第 17 条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された各リスト・パターンにもとづき、原則として 10 営業日以内に性能確認を実施する。 ロ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当するかを確認する。 ハ 属地エリアの一般送配電事業者は当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当すると判断した場合、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合しているものとみなす。	関する契約」の締結に向けた協議を開始する。 なお、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。また、適合しないと判断されたことにより、当面の間、各リスト・パターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込みものとする。 ト 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性能確認を受けるものとする。 なお、取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 6 項に定める各リスト・パターンの変更を希望する場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 また、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンのリソースの変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の基準値の設定方法で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 チ 性能確認により、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合していると判断された後、実働試験の実施時期による供出可能量の補正が必要な場合、取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者へその旨を申し出たうえで、リソースの需要実績など補正量を証明できるデータを需給調整市場システムに登録後、属地エリアの一般送配電事業者が適当と認める場合は、供出可能量の補正を行う。 (2) 取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当し、かつ、派生パターンへの変更を希望する場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第 17 条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された各リスト・パターンにもとづき、原則として 10 営業日以内に性能確認を実施する。 ロ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当するかを確認する。 ハ 属地エリアの一般送配電事業者は当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当すると判断した場合、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合しているものとみなす。	

取引規程別冊（二次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次②） 改定案（更新後）	備 考
また、取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。 ニ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。 2 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）および取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第1項のマスタパターン登録時に希望する商品の審査の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録されたマスタパターンに含まれるリソースについて、当該マスタパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンのリソースとして用いることが可能であることを確認する（以下、「マスタパターン審査」という）。 なお、マスタパターン審査の実施方法は以下のとおりとする。 (1) 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録されたマスタパターン審査に必要となるデータ（以下、「マスタパターンデータ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内にマスタパターン審査を実施する。 (2) 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等に関わる提出資料）に定めるマスタパターンデータを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 (3) 属地エリアの一般送配電事業者が詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 (4) 属地エリアの一般送配電事業者は、マスタパターン内のリソースを当該マスタパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることの可否を、取引会員に通知する。 なお、マスタパターン内のリソースについて同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該リソースを各リスト・パターンに登録することはできない。また、同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断されたことにより、当面の間、マスタパターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込むものとする。	また、取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。 ニ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。 2 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）および取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第1項のマスタパターン登録時に希望する商品の審査の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録されたマスタパターンに含まれるリソースについて、当該マスタパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンのリソースとして用いることが可能であることを確認する（以下、「マスタパターン審査」という）。 なお、マスタパターン審査の実施方法は以下のとおりとする。 (1) 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録されたマスタパターン審査に必要となるデータ（以下、「マスタパターンデータ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内にマスタパターン審査を実施する。 (2) 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等に関わる提出資料）に定めるマスタパターンデータを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 (3) 属地エリアの一般送配電事業者が詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 (4) 属地エリアの一般送配電事業者は、マスタパターン内のリソースを当該マスタパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることの可否を、取引会員に通知する。 なお、マスタパターン内のリソースについて同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該リソースを各リスト・パターンに登録することはできない。また、同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断されたことにより、当面の間、マスタパターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込むものとする。	

取引規程別冊（二次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次②） 改定案（更新後）	備 考
(5) マスタパターン審査による合格判定後に、マスタパターンに含まれるリソースを変更する場合、取引会員はマスタパターンデータを需給調整市場システムに再登録後、電源等審査の申請を行い、マスタパターン審査を受けるものとする。	(5) マスタパターン審査による合格判定後に、マスタパターンに含まれるリソースを変更する場合、取引会員はマスタパターンデータを需給調整市場システムに再登録後、電源等審査の申請を行い、マスタパターン審査を受けるものとする。	

取引規程別冊（二次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次②） 改定案（更新後）	備 考
（計画等の提出） 第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。 (1) 単独発電機で約定した場合は以下のとおりとする。 イ 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択した場合は、1分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 登録後にイによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 (2) 需要家リスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 事前予測型を選択しているとき (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後に(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの	（計画等の提出） 第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。 (1) 単独発電機で約定した場合は以下のとおりとする。 イ 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択した場合は、1分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 登録後にイによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 (2) 需要家リスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 事前予測型を選択しているとき (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点基準値（アセス用）、高圧機器点基準値（調整電力量用・機器端）および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後に(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの	

取引規程別冊（二次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次②） 改定案（更新後）	備 考
値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 ロ 直前計測型を選択しているとき (イ) 簡易指令システムで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1分ごとの需要実績を、簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。 (ロ) 約定した需要家リスト・パターンの1分基準値電力（直前計測型）は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの(イ)の1分ごとまたは属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。 ただし、当該送信周期ごとにおける(イ)の需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された(イ)の需要実績の平均値を1分基準値電力（直前計測型）とみなす。 なお、簡易指令システムで接続する場合は、(イ)の1分ごとの需要実績が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。 また、専用線オンラインで接続する場合は、(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 (ハ) 同一の需要家リスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。なお、最初の商品ブロックが一次調整力かつ監視方法がオフラインの場合、取引会員は、当該商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、1秒ごとの需要実績を、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式により通知する。	値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 ロ 直前計測型を選択しているとき (イ) 簡易指令システムで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1分ごとの需要実績を、簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。 (ロ) 約定した需要家リスト・パターンの1分基準値電力（直前計測型）は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの(イ)の1分ごとまたは属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。 ただし、当該送信周期ごとにおける(イ)の需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された(イ)の需要実績の平均値を1分基準値電力（直前計測型）とみなす。 なお、簡易指令システムで接続する場合は、(イ)の1分ごとの需要実績が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。 また、専用線オンラインで接続する場合は、(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 (ハ) 同一の需要家リスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。なお、最初の商品ブロックが一次調整力かつ監視方法がオフラインの場合、取引会員は、当該商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、1秒ごとの需要実績を、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式により通知する。	

取引規程別冊（二次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次②） 改定案（更新後）	備 考
(ニ) 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月 10 日までに需給調整市場システムに登録する。 (ホ) 小売電気事業者ごとの基準値は、1 分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または 1 秒基準値電力（直前計測型）を 2 で除した値を、当該 30 分コマの直前計測型基準値内訳実績の小売電気事業者ごとの基準値相当の需要実績を直前計測型基準値内訳実績の合計値で除した比率で按分した値（以下、「修正後基準値」という）とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が 1 分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または 1 秒基準値電力（直前計測型）を 2 で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は 1 分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または 1 秒基準値電力（直前計測型）を 2 で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。 また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。 (3) 発電機リスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。 イ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1 分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の 1 時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）、発電上限合計（kWh）（MMS）および 1 分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1 分）を、商品ブロックの開始時刻の 1 時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ハ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** ニ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合	(ニ) 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月 10 日までに需給調整市場システムに登録する。 (ホ) 小売電気事業者ごとの基準値は、1 分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または 1 秒基準値電力（直前計測型）を 2 で除した値を、当該 30 分コマの直前計測型基準値内訳実績の小売電気事業者ごとの基準値相当の需要実績を直前計測型基準値内訳実績の合計値で除した比率で按分した値（以下、「修正後基準値」という）とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が 1 分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または 1 秒基準値電力（直前計測型）を 2 で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は 1 分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または 1 秒基準値電力（直前計測型）を 2 で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。 また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。 (3) 発電機リスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。 イ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1 分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の 1 時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）、発電上限合計（kWh）（MMS）および 1 分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1 分）を、商品ブロックの開始時刻の 1 時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ハ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点発電基準値（アセス用）、高圧機器点発電基準値（調整電力量用・機器端）、高圧機器点発電上限および機器点 1 分発電計画電力を記載した機器点計画（1 分）を、商品ブロックの開始時刻の 1 時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ニ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合	

取引規程別冊（二次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次②） 改定案（更新後）	備 考
取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイ、ロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 また、約定したパターン番号とイ、ロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録された計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画が提出されなかったものとする。 (4) ネガボジリスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 発電リソースを用いる場合 (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）、発電上限合計（kWh）（MMS）および1分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後に(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値	取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイ、ロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 また、約定したパターン番号とイ、ロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録された計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画が提出されなかったものとする。 (4) ネガボジリスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 発電リソースを用いる場合 (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）、発電上限合計（kWh）（MMS）および1分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点発電基準値（アセス用）、高圧機器点発電基準値（調整電力量用・機器端）、高圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後に(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値	

取引規程別冊（二次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次②） 改定案（更新後）	備 考
は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 ロ 需要リソースを用いる場合 (イ) 事前予測型を選択しているとき a 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 b 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 c 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** d 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にa、b、cまたはdによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 (ロ) 直前計測型を選択しているとき a 簡易指令システムで接続する場合、取引会員は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1分ごとの需要実績を、簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。	は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 ロ 需要リソースを用いる場合 (イ) 事前予測型を選択しているとき a 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 b 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 c 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点基準値（アセス用）、高圧機器点基準値（調整電力量用・機器端）および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 d 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にa、b、cまたはdによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 (ロ) 直前計測型を選択しているとき a 簡易指令システムで接続する場合、取引会員は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1分ごとの需要実績を、簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。	

取引規程別冊（二次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次②） 改定案（更新後）	備 考
b 約定したネガボジリスト・パターンの1分基準値電力（直前計測型）は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までのaの1分ごとまたは属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。 ただし、aの需要実績が一部でも送信されなかった場合は、aのうち送信に成功した需要実績の平均値を1分基準値電力（直前計測型）とみなす。 なお、簡易指令システムで接続する場合は、aの1分ごとの需要実績が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。 また、専用線オンラインで接続する場合は、aの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 c 同一のネガボジリスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。 なお、最初の商品ブロックが一次調整力かつ監視方法がオフラインの場合、取引会員は、当該商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、1秒ごとの需要実績を、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式により通知する。 d 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。 e 小売電気事業者ごとの基準値は、修正後基準値とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）	b 約定したネガボジリスト・パターンの1分基準値電力（直前計測型）は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までのaの1分ごとまたは属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。 ただし、aの需要実績が一部でも送信されなかった場合は、aのうち送信に成功した需要実績の平均値を1分基準値電力（直前計測型）とみなす。 なお、簡易指令システムで接続する場合は、aの1分ごとの需要実績が次の30分コマの終了時刻までに送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式等による通知が行われた場合には、送信されたものとする。 また、専用線オンラインで接続する場合は、aの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 c 同一のネガボジリスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。 なお、最初の商品ブロックが一次調整力かつ監視方法がオフラインの場合、取引会員は、当該商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、1秒ごとの需要実績を、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式により通知する。 d 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。 e 小売電気事業者ごとの基準値は、修正後基準値とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）	

取引規程別冊（二次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次②） 改定案（更新後）	備 考
または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。 また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。 2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定したパターン番号、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号、および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号の全部または一部が異なるとき（同一の時間帯において余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号が提出されない場合および余力の運用規程における第24条（各種計画提出）第4項の定め反する場合も含む）の第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号は以下のとおり取り扱う。 (1) 需要家リスト・パターン 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と基準値計画または基準値計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、基準値計画および基準値計画（1分）が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 (2) 発電機リスト・パターン 1分発電計画電力計画または発電計画電力計画（1分）のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画または発電計画電力計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 (3) ネガボジリスト・パターン イ 発電リソースを用いる場合 1分発電計画電力計画または発電計画電力計画（1分）のパターン番号を用いる。 ロ 需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。	または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。 また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。 2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定したパターン番号、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号、および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号の全部または一部が異なるとき（同一の時間帯において余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号が提出されない場合および余力の運用規程における第24条（各種計画提出）第4項の定め反する場合も含む）の第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号は以下のとおり取り扱う。 (1) 需要家リスト・パターン 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と基準値計画または基準値計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、基準値計画および基準値計画（1分）が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 (2) 発電機リスト・パターン 1分発電計画電力計画または発電計画電力計画（1分）のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画または発電計画電力計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 (3) ネガボジリスト・パターン イ 発電リソースを用いる場合 1分発電計画電力計画または発電計画電力計画（1分）のパターン番号を用いる。 ロ 需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。	

取引規程別冊（二次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次②） 改定案（更新後）	備 考
ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）、基準値計画または基準値計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 3 余力活用に関する契約において二次調整力②に相当する機能以外で契約を締結している場合、または余力活用に関する契約を締結していない場合で同一リソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは、取引規程別冊（複合約定）第34条（計画等の提出）のとおりとする。	ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）、基準値計画または基準値計画（1分）に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 3 余力活用に関する契約において二次調整力②に相当する機能以外で契約を締結している場合、または余力活用に関する契約を締結していない場合で同一リソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは、取引規程別冊（複合約定）第34条（計画等の提出）のとおりとする。	

取引規程別冊（二次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次②） 改定案（更新後）	備 考
（調整の実施の原則） 第35条 Δ k W約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、指令方法は次のとおりとする。 なお、同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて、同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における各商品の指令は別表3のとおり。 (1) 簡易指令システムで指令を行う場合 イ 到達時刻の5分前までに指令を行うこととし、到達時刻から終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。 また、約定した最初の商品ブロックの指令は、商品ブロック開始後5分を到達時刻とした指令を行う。 なお、同一の系統コードのリソースにおいて連続して約定し、後続の商品ブロックが二次調整力②の場合、当該後続の約定した最初の商品ブロックの指令は、商品ブロック開始時刻を到達時刻とした指令を行う。指令の間隔は5分とする。 ロ 指令値を変更する場合は、到達時刻の5分前までに指令を行う。この場合、到達時刻から提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。 ハ 対象の時刻に対して5分前までに指令がない場合は、対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。 ただし、提供期間の最初の30分コマの開始時刻から5分後を到達時刻とする指令が行われなかった場合は、発電販売計画（簡易指令システムで接続し、出力調整指令〔数値指令〕を選択するときに限る）、1分発電計画電力計画、1分基準値電力計画（事前予測型）、または1分基準値電力計画（直前計測型）にもとづいた運転を継続する（この場合、指令量はゼロとみなす）。 ニ 提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合、最終商品ブロックの終了時刻）においては、提供期間の終了時刻まで指令しているため、あらためて復帰指令は行わない。 (2) 専用線オンラインで指令を行う場合 イ 余力活用に関する契約を締結している単独発電機の場合 別表2に定める属地エリアの一般送配電事業者のEDC指令周期ごとの指令、またはロに規定される指令を行う。EDC・LFC信号を一括して送信する場合は、EDC・LFCそれぞれの演算結果を合算した指令とする（LFCを除外している時間を除く）。	（調整の実施の原則） 第35条 Δ k W約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、指令方法は次のとおりとする。 なお、同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて、同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における各商品の指令は別表3のとおり。 (1) 簡易指令システムで指令を行う場合 イ 到達時刻の5分前までに指令を行うこととし、到達時刻から終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。 また、約定した最初の商品ブロックの指令は、商品ブロック開始後5分を到達時刻とした指令を行う。 なお、同一の系統コードのリソースにおいて連続して約定し、後続の商品ブロックが二次調整力②の場合、当該後続の約定した最初の商品ブロックの指令は、商品ブロック開始時刻を到達時刻とした指令を行う。指令の間隔は5分とする。 ロ 指令値を変更する場合は、到達時刻の5分前までに指令を行う。この場合、到達時刻から提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合は、最終商品ブロックの終了時刻）までの指令とする。 ハ 対象の時刻に対して5分前までに指令がない場合は、対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。 ただし、提供期間の最初の30分コマの開始時刻から5分後を到達時刻とする指令が行われなかった場合は、発電販売計画（簡易指令システムで接続し、出力調整指令〔数値指令〕を選択するときに限る）、1分発電計画電力計画、1分基準値電力計画（事前予測型）、または1分基準値電力計画（直前計測型）にもとづいた運転を継続する（この場合、指令量はゼロとみなす）。 ニ 提供期間の終了時刻（同一の系統コードのリソースにおいて、同一日、同一商品区分で連続して約定した場合、最終商品ブロックの終了時刻）においては、提供期間の終了時刻まで指令しているため、あらためて復帰指令は行わない。 (2) 専用線オンラインで指令を行う場合 イ 余力活用に関する契約を締結している単独発電機の場合 別表2に定める属地エリアの一般送配電事業者のEDC指令周期ごとの指令、またはロに規定される指令を行う。EDC・LFC信号を一括して送信する場合は、EDC・LFCそれぞれの演算結果を合算した指令とする（LFCを除外している時間を除く）。	

取引規程別冊（二次②） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次②） 改定案（更新後）	備 考
ただし、手動で指令値を送信する場合は、E D C 指令周期によらず、需給調整市場システムヘデータ登録されたE D C 変化速度で指令値まで到達する時間またはE D C 目標時刻のいずれか長いほう、またはロに規定される指令を行う場合は5分間を到達時刻とする指令を行うこととする。 なお、指令を出力増減指令（接点信号）により行う場合、属地エリアの一般送配電事業者が指令を作成するための目標値として用いた数値を第24条（実働試験の実施方法）および第39条（アセスメント）に定める指令値として扱うこととし、第24条（実働試験の実施方法）(1)ロ(㍱)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価により第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合が判明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し所定の様式により、不適合となった30分コマの目標値を開示することとする。 また、別表2に定めるE D C 目標時刻がE D C 演算周期よりも短い指令を行う場合で、第24条（実働試験の実施方法）(1)ロ(㍱)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価により第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合が判明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し、所定の様式により、不適合となった30分コマのE D C 演算周期において算定された指令値を開示することとする。 ロ 余力活用に関する契約を締結していない単独発電機の場合、または各リスト・パターンを用いる場合 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分後を到達時刻とする指令を行う。指令の間隔は5分とする。 2 第1項の調整の実施にもとづく実需給時点での調整電力量の受け渡しは、属地エリアの一般送配電事業者との間で定める受電地点にて行う。 3 本市場にて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結しているリソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし、上げ調整指令はV1単価の安いものから順に行い、下げ調整指令はV2単価の高い順に行う。 ただし、連系線の運用容量制約および系統制約が生じる場合等はその限りではない。 なお、二次調整力①の商品区分に相当する機能に対する上げ調整指令および下げ調整指令は、系統周波数を一定に保つよう、指令を行う。 4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場合、そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行う。	ただし、手動で指令値を送信する場合は、E D C 指令周期によらず、需給調整市場システムヘデータ登録されたE D C 変化速度で指令値まで到達する時間またはE D C 目標時刻のいずれか長いほう、またはロに規定される指令を行う場合は5分間を到達時刻とする指令を行うこととする。 なお、指令を出力増減指令（接点信号）により行う場合、属地エリアの一般送配電事業者が指令を作成するための目標値として用いた数値を第24条（実働試験の実施方法）および第39条（アセスメント）に定める指令値として扱うこととし、第24条（実働試験の実施方法）(1)ロ(㍱)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価により第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合が判明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し所定の様式により、不適合となった30分コマの目標値を開示することとする。 また、別表2に定めるE D C 目標時刻がE D C 演算周期よりも短い指令を行う場合で、第24条（実働試験の実施方法）(1)ロ(㍱)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価により第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合が判明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し、所定の様式により、不適合となった30分コマのE D C 演算周期において算定された指令値を開示することとする。 ロ 余力活用に関する契約を締結していない単独発電機の場合、または各リスト・パターンを用いる場合 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから5分後を到達時刻とする指令を行う。指令の間隔は5分とする。 2 第1項の調整の実施にもとづく実需給時点での調整電力量の受け渡しは、属地エリアの一般送配電事業者との間で定める受電地点にて行う。 3 本市場にて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結しているリソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし、上げ調整指令はV1単価の安いものから順に行い、下げ調整指令はV2単価の高い順に行う。 ただし、連系線の運用容量制約および系統制約が生じる場合等はその限りではない。 なお、二次調整力①の商品区分に相当する機能に対する調整の実施は、属地エリアごと、または複数のエリアを1系統として広域L F C 機能を適用する場合は当該複数のエリアごとに行うこととし、上げ調整指令および下げ調整指令は、系統周波数を一定に保つよう、指令を行う。 4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場合、そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行う。	

取引規程別冊（二次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次①） 改定案（更新後）	備 考
取引規程別冊（二次調整力①） 取引規程別冊（二次調整力①）は、取引規程（需給調整市場）にもとづき、二次調整力①の取引に関する事前審査（第3章）、取引の実施（第4章）、入札（第5章）、約定処理（第6章）、調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。 なお、章数および条数は、取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。	取引規程別冊（二次調整力①） 取引規程別冊（二次調整力①）は、取引規程（需給調整市場）にもとづき、二次調整力①の取引に関する事前審査（第3章）、取引の実施（第4章）、入札（第5章）、約定処理（第6章）、調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。 なお、章数および条数は、取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。	

取引規程別冊（二次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次①） 改定案（更新後）	備 考
（性能確認等） 第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録時に希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象のΔkW）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。 なお、性能確認の実施方法は以下のとおりとする。 （1）取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しない場合または派生パターンへの変更を希望しない場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認に必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。 ロ 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 また、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。 ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したもので可能とする。 ハ 第22条（確認項目）(4), (5), (7)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実働試験を実施する。 なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。 ニ 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。 また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。 ホ 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 ヘ 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場	（性能確認等） 第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録時に希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象のΔkW）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。 なお、性能確認の実施方法は以下のとおりとする。 （1）取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しない場合または派生パターンへの変更を希望しない場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認に必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。 ロ 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 また、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。 ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したもので可能とする。 ハ 第22条（確認項目）(4), (5), (7)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実働試験を実施する。 なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。 ニ 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。 また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。 ホ 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 ヘ 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場	

取引規程別冊（二次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次①） 改定案（更新後）	備 考
合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に関する契約」の締結に向けた協議を開始する。 なお、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。また、適合しないと判断されたことにより、当面の間、各リスト・パターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込みものとする。 ト 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性能確認を受けるものとする。 なお、取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 6 項に定める各リスト・パターンの変更を希望する場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 また、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンのリソースの変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の基準値の設定方法で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 チ 性能確認により、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合していると判断された後、実働試験の実施時期による供出可能量の補正が必要な場合、取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者へその旨を申し出たうえで、リソースの需要実績など補正量を証明できるデータを需給調整市場システムに登録後、属地エリアの一般送配電事業者が適当と認める場合は、供出可能量の補正を行う。 リ 出力増減指令（接点信号）により応動を求める属地エリアにおいては、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者の間で、目標値として用いる数値を協議のうえ定める。 (2) 取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当し、かつ、派生パターンへの変更を希望する場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第 17 条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された各リスト・パターンにもとづき、原則として 10 営業日以内に性能確認を実施する。 ロ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当するかを確認する。	合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に関する契約」の締結に向けた協議を開始する。 なお、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。また、適合しないと判断されたことにより、当面の間、各リスト・パターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込みものとする。 ト 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性能確認を受けるものとする。 なお、取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 6 項に定める各リスト・パターンの変更を希望する場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 また、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンのリソースの変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の基準値の設定方法で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 チ 性能確認により、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合していると判断された後、実働試験の実施時期による供出可能量の補正が必要な場合、取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者へその旨を申し出たうえで、リソースの需要実績など補正量を証明できるデータを需給調整市場システムに登録後、属地エリアの一般送配電事業者が適当と認める場合は、供出可能量の補正を行う。 リ 出力増減指令（接点信号）により応動を求める属地エリアにおいては、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者の間で、目標値として用いる数値を協議のうえ定める。 (2) 取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当し、かつ、派生パターンへの変更を希望する場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第 17 条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された各リスト・パターンにもとづき、原則として 10 営業日以内に性能確認を実施する。 ロ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当するかを確認する。	

取引規程別冊（二次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次①） 改定案（更新後）	備 考
ハ 属地エリアの一般送配電事業者は当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当すると判断した場合、第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合しているものとみなす。 また、取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。 ニ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。 2 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）および取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第1項のマスタパターン登録時に希望する商品の審査の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録されたマスタパターンに含まれるリソースについて、当該マスタパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンのリソースとして用いることが可能であることを確認する（以下、「マスタパターン審査」という）。 なお、マスタパターン審査の実施方法は以下のとおりとする。 (1) 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録されたマスタパターン審査に必要となるデータ（以下、「マスタパターンデータ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内にマスタパターン審査を実施する。 (2) 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等に関わる提出資料）に定めるマスタパターンデータを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 (3) 属地エリアの一般送配電事業者が詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 (4) 属地エリアの一般送配電事業者は、マスタパターン内のリソースを当該マスタパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることの可否を、取引会員に通知する。 なお、マスタパターン内のリソースについて同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該リソースを各リスト・パターンに登録することはできない。また、同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断されたことにより、当面の間、マス	ハ 属地エリアの一般送配電事業者は当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当すると判断した場合、第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合しているものとみなす。 また、取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。 ニ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。 2 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）および取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第1項のマスタパターン登録時に希望する商品の審査の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録されたマスタパターンに含まれるリソースについて、当該マスタパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンのリソースとして用いることが可能であることを確認する（以下、「マスタパターン審査」という）。 なお、マスタパターン審査の実施方法は以下のとおりとする。 (1) 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録されたマスタパターン審査に必要となるデータ（以下、「マスタパターンデータ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内にマスタパターン審査を実施する。 (2) 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等に関わる提出資料）に定めるマスタパターンデータを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 (3) 属地エリアの一般送配電事業者が詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 (4) 属地エリアの一般送配電事業者は、マスタパターン内のリソースを当該マスタパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることの可否を、取引会員に通知する。 なお、マスタパターン内のリソースについて同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該リソースを各リスト・パターンに登録することはできない。また、同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断されたことにより、当面の間、マス	

取引規程別冊（二次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次①） 改定案（更新後）	備 考
タパターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込むものとする。 (5) マスタパターン審査による合格判定後に、マスタパターンに含まれるリソースを変更する場合、取引会員はマスタパターンデータを需給調整市場システムに再登録後、電源等審査の申請を行い、マスタパターン審査を受けるものとする。	タパターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込むものとする。 (5) マスタパターン審査による合格判定後に、マスタパターンに含まれるリソースを変更する場合、取引会員はマスタパターンデータを需給調整市場システムに再登録後、電源等審査の申請を行い、マスタパターン審査を受けるものとする。	

取引規程別冊（二次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次①） 改定案（更新後）	備 考
（計画等の提出） 第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。 (1) 単独発電機で約定した場合は以下のとおりとする。 イ 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、出力変化量指令または出力増減指令（接点信号）の場合は、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 登録後にイによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 (2) 需要家リスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 事前予測型を選択しているとき (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合	（計画等の提出） 第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。 (1) 単独発電機で約定した場合は以下のとおりとする。 イ 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、出力変化量指令または出力増減指令（接点信号）の場合は、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 登録後にイによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 (2) 需要家リスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 事前予測型を選択しているとき (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点基準値（アセス用）、高圧機器点基準値（調整電力量用・機器端）および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）または高圧機器点基準値（アセス用）、高圧機器点基準値（調整電力量用・機器端）および機器点属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合	

取引規程別冊（二次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次①） 改定案（更新後）	備 考
取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点基準値および機器点属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後に(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 ロ 直前計測型を選択しているとき (イ) 取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。 (ロ) 約定した需要家リスト・パターンの属地周期基準値電力（直前計測型）は、約定した需要リソースの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。 ただし、当該送信周期ごとにおける(イ)の需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された(イ)の需要実績の平均値を属地周期基準値電力（直前計測型）とみなす。 なお、(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 (ハ) 同一の需要家リスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。 (ニ) 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。 (ホ) 小売電気事業者ごとの基準値は、1分基準値電力（直前計測型）	取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点基準値および機器点属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後に(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 ロ 直前計測型を選択しているとき (イ) 取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。 (ロ) 約定した需要家リスト・パターンの属地周期基準値電力（直前計測型）は、約定した需要リソースの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。 ただし、当該送信周期ごとにおける(イ)の需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された(イ)の需要実績の平均値を属地周期基準値電力（直前計測型）とみなす。 なお、(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 (ハ) 同一の需要家リスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。 (ニ) 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。 (ホ) 小売電気事業者ごとの基準値は、1分基準値電力（直前計測型）	

取引規程別冊（二次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次①） 改定案（更新後）	備 考
または属地周期基準値電力（直前計測型）を2で除した値を、当該30分コマの直前計測型基準値内訳実績の小売電気事業者ごとの基準値相当の需要実績を直前計測型基準値内訳実績の合計値で除した比率で按分した値（以下、「修正後基準値」という）とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。 また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。 (3) 発電機リスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。 イ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）、発電上限合計（kWh）（MMS）および1分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1分）または発電計画合計、発電上限合計および属地周期発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ハ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** ニ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合	または属地周期基準値電力（直前計測型）を2で除した値を、当該30分コマの直前計測型基準値内訳実績の小売電気事業者ごとの基準値相当の需要実績を直前計測型基準値内訳実績の合計値で除した比率で按分した値（以下、「修正後基準値」という）とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。 また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。 (3) 発電機リスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。 イ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）、発電上限合計（kWh）（MMS）および1分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1分）または発電計画合計、発電上限合計および属地周期発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ハ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点発電基準値（アセス用）、高圧機器点発電基準値（調整電力量用・機器端）、高圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）または高圧機器点発電基準値（アセス用）、高圧機器点発電基準値（調整電力量用・機器端）、高圧機器点発電上限および機器点属地周期発電計画電力を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ニ 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合	

取引規程別冊（二次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次①） 改定案（更新後）	備 考
取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点属地周期発電計画電力を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイ、ロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 また、約定したパターン番号とイ、ロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録された計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画が提出されなかったものとする。 (4) ネガポジリスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 発電リソースの場合 (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）、発電上限合計（kWh）（MMS）および1分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1分）または発電計画合計、発電上限合計および属地周期発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機	取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点属地周期発電計画電力を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイ、ロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 また、約定したパターン番号とイ、ロ、ハまたはニによって需給調整市場システムに登録された計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画が提出されなかったものとする。 (4) ネガポジリスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 発電リソースの場合 (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）、発電上限合計（kWh）（MMS）および1分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1分）または発電計画合計、発電上限合計および属地周期発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点発電基準値（アセス用）、高圧機器点発電基準値（調整電力量用・機器端）、高圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）または高圧機器点発電基準値（アセス用）、高圧機器点発電基準値（調整電力量用・機器端）、高圧機器点発電上限および機器点属地周期発電計画電力を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機	

取引規程別冊（二次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次①） 改定案（更新後）	備 考
器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点属地周期発電計画電力を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後に(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 ロ 需要リソースの場合 (イ) 事前予測型を選択しているとき a 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 b 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 c 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** d 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画	器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点属地周期発電計画電力を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後に(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 ロ 需要リソースの場合 (イ) 事前予測型を選択しているとき a 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 b 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 c 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点基準値（アセス用）、高圧機器点基準値（調整電力量用・機器端）および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）または高圧機器点基準値（アセス用）、高圧機器点基準値（調整電力量用・機器端）および機器点属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 d 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画	

取引規程別冊（二次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次①） 改定案（更新後）	備 考
（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点基準値および機器点属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にa、b、cまたはdによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 (n) 直前計測型を選択しているとき a 取引会員は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。 b 約定したネガボジリスト・パターンの属地周期基準値電力（直前計測型）は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までのaの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。ただし、当該送信周期ごとにおけるaの需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信されたaの需要実績の平均値を属地周期基準値電力（直前計測型）とみなす。 なお、aの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 c 同一のネガボジリスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。 d 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。 e 小売電気事業者ごとの基準値は、修正後基準値とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一	（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点基準値および機器点属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にa、b、cまたはdによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 (n) 直前計測型を選択しているとき a 取引会員は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。 b 約定したネガボジリスト・パターンの属地周期基準値電力（直前計測型）は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までのaの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。ただし、当該送信周期ごとにおけるaの需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信されたaの需要実績の平均値を属地周期基準値電力（直前計測型）とみなす。 なお、aの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 c 同一のネガボジリスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。 d 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。 e 小売電気事業者ごとの基準値は、修正後基準値とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一	

取引規程別冊（二次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次①） 改定案（更新後）	備 考
致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。 また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。 2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定したパターン番号、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号、および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号の全部または一部が異なるとき（同一の時間帯において余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号が提出されない場合および余力の運用規程における第24条（各種計画提出）第4項の定めに反する場合も含む）の第1項にもとづき提出された計画等および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号は以下のとおり取り扱う。 (1) 需要家リスト・パターン 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と基準値計画、基準値計画（1分）または基準値計画（属地周期）に記載されたパターン番号が異なる場合は、基準値計画、基準値計画（1分）および基準値計画（属地周期）が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 (2) 発電機リスト・パターン 1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）または発電計画電力計画（属地周期）のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）または発電計画電力計画（属地周期）に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 (3) ネガボジリスト・パターン イ 発電リソースを用いる場合 1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）または発電計画電力計画（属地周期）のパターン番号を	致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。 また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。 2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定したパターン番号、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号、および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号の全部または一部が異なるとき（同一の時間帯において余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号が提出されない場合および余力の運用規程における第24条（各種計画提出）第4項の定めに反する場合も含む）の第1項にもとづき提出された計画等および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号は以下のとおり取り扱う。 (1) 需要家リスト・パターン 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と基準値計画、基準値計画（1分）または基準値計画（属地周期）に記載されたパターン番号が異なる場合は、基準値計画、基準値計画（1分）および基準値計画（属地周期）が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 (2) 発電機リスト・パターン 1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）または発電計画電力計画（属地周期）のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）または発電計画電力計画（属地周期）に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 (3) ネガボジリスト・パターン イ 発電リソースを用いる場合 1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）または発電計画電力計画（属地周期）のパターン番号を	

取引規程別冊（二次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次①） 改定案（更新後）	備 考
用いる。 ロ 需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）または発電計画電力計画（属地周期）、基準値計画、基準値計画（1分）または基準値計画（属地周期）に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 3 余力活用に関する契約において二次調整力①に相当する機能以外で契約を締結している場合、または余力活用に関する契約を締結していない場合で同一リソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは、取引規程別冊（複合約定）第34条（計画等の提出）のとおりとする。	用いる。 ロ 需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）または発電計画電力計画（属地周期）、基準値計画、基準値計画（1分）または基準値計画（属地周期）に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 3 余力活用に関する契約において二次調整力①に相当する機能以外で契約を締結している場合、または余力活用に関する契約を締結していない場合で同一リソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは、取引規程別冊（複合約定）第34条（計画等の提出）のとおりとする。	

取引規程別冊（二次①） 改定案（更新前）	取引規程別冊（二次①） 改定案（更新後）	備 考
（調整の実施の原則） 第35条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、指令方法は次のとおりとする。 なお、同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて、同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における各商品の指令は別表3のとおり。 別表2に定める属地エリアの一般送配電事業者のLFC制御周期ごとに、指令を行う。EDC・LFC信号を一括して送信する場合は、EDC・LFCそれぞれの演算結果を合算した指令とする（EDCを除外している時間を除く）。 ただし、手動で指令値を送信する場合は、LFC制御周期によらず、需給調整市場システムへデータ登録されたLFC変化速度で指令値まで到達する時間を到達時刻とする指令を行うこととする。 なお、指令を出力増減指令（接点信号）により行う場合、取引会員は属地エリアの一般送配電事業者と第21条（性能確認等）第10項で確認した目標値を元に第24条（実働試験の実施方法）および第39条（アセスメント）における指令値を定めることとし、第24条（実働試験の実施方法）(1)ロ(㍱)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価により第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合が判明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し所定の様式により、不適合となった30分コマの指令値を開示することとする。 2 第1項の調整の実施にもとづく実需給時点での調整電力量の受け渡しは、属地エリアの一般送配電事業者との間で定める受電地点にて行う。 3 本市場にて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結しているリソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし、上げ調整指令はV1単価の安いものから順に行い、下げ調整指令はV2単価の高い順に行う。 ただし、連系線の運用容量制約および系統制約が生じる場合等はその限りではない。 なお、二次調整力④の商品区分に相当する上げ調整指令および下げ調整指令は、系統周波数を一定に保つよう、指令を行う。 4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場合、そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行う。	（調整の実施の原則） 第35条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、指令方法は次のとおりとする。 なお、同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて、同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における各商品の指令は別表3のとおり。 別表2に定める属地エリアの一般送配電事業者のLFC制御周期ごとに、指令を行う。EDC・LFC信号を一括して送信する場合は、EDC・LFCそれぞれの演算結果を合算した指令とする（EDCを除外している時間を除く）。 ただし、手動で指令値を送信する場合は、LFC制御周期によらず、需給調整市場システムへデータ登録されたLFC変化速度で指令値まで到達する時間を到達時刻とする指令を行うこととする。 なお、指令を出力増減指令（接点信号）により行う場合、取引会員は属地エリアの一般送配電事業者と第21条（性能確認等）第10項で確認した目標値を元に第24条（実働試験の実施方法）および第39条（アセスメント）における指令値を定めることとし、第24条（実働試験の実施方法）(1)ロ(㍱)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価により第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合が判明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し所定の様式により、不適合となった30分コマの指令値を開示することとする。 2 第1項の調整の実施にもとづく実需給時点での調整電力量の受け渡しは、属地エリアの一般送配電事業者との間で定める受電地点にて行う。 3 本市場にて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結しているリソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし、上げ調整指令はV1単価の安いものから順に行い、下げ調整指令はV2単価の高い順に行う。 ただし、連系線の運用容量制約および系統制約が生じる場合等はその限りではない。 なお、二次調整力④の商品区分に相当する機能に対する調整の実施は、属地エリアごと、または複数のエリアを1系統として広域LFC機能を適用する場合は当該複数エリアごとに行うこととし、上げ調整指令および下げ調整指令は、系統周波数を一定に保つよう、指令を行う。 4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場合、そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行う。	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
取引規程別冊（一次調整力） 取引規程別冊（一次調整力）は、取引規程（需給調整市場）にもとづき、一次調整力の取引に関する事前審査（第3章）、取引の実施（第4章）、入札（第5章）、約定処理（第6章）、調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。 なお、章数および条数は、取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。	取引規程別冊（一次調整力） 取引規程別冊（一次調整力）は、取引規程（需給調整市場）にもとづき、一次調整力の取引に関する事前審査（第3章）、取引の実施（第4章）、入札（第5章）、約定処理（第6章）、調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。 なお、章数および条数は、取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
（性能確認等） 第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録時に希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象のΔkW）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。 なお、性能確認の実施方法は以下のとおりとする。 （1）取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しない場合または派生パターンへの変更を希望しない場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認に必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。 ロ 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 また、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。 ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したもので可能とする。 ハ 第22条（確認項目）(4), (5), (7)から(11)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実働試験を実施する。 なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。 ニ 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。 また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。 ホ 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 ヘ 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に	（性能確認等） 第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録時に希望する商品の性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象のΔkW）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。 なお、性能確認の実施方法は以下のとおりとする。 （1）取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しない場合または派生パターンへの変更を希望しない場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認に必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。 ロ 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 また、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。 ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したもので可能とする。 ハ 第22条（確認項目）(4), (5), (7)から(11)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実働試験を実施する。 なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。 ニ 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。 また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。 ホ 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 ヘ 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
関する契約」の締結に向けた協議を開始する。 なお、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。また、適合しないと判断されたことにより、当面の間、各リスト・パターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込みものとする。 ト 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性能確認を受けるものとする。 なお、取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 6 項に定める各リスト・パターンの変更を希望する場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 また、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンのリソースの変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の基準値の設定方法で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 チ 性能確認により、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合していると判断された後、実働試験の実施時期による供出可能量の補正が必要な場合、取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者へその旨を申し出たうえで、リソースの需要実績など補正量を証明できるデータを需給調整市場システムに登録後、属地エリアの一般送配電事業者が適当と認める場合は、供出可能量の補正を行う。 (2) 取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当し、かつ、派生パターンへの変更を希望する場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第 17 条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された各リスト・パターンにもとづき、原則として 10 営業日以内に性能確認を実施する。 ロ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当するかを確認する。 ハ 属地エリアの一般送配電事業者は当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当すると判断した場合、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合しているものとみなす。	関する契約」の締結に向けた協議を開始する。 なお、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。また、適合しないと判断されたことにより、当面の間、各リスト・パターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込みものとする。 ト 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性能確認を受けるものとする。 なお、取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 6 項に定める各リスト・パターンの変更を希望する場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 また、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンのリソースの変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の基準値の設定方法で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 チ 性能確認により、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合していると判断された後、実働試験の実施時期による供出可能量の補正が必要な場合、取引会員は、属地エリアの一般送配電事業者へその旨を申し出たうえで、リソースの需要実績など補正量を証明できるデータを需給調整市場システムに登録後、属地エリアの一般送配電事業者が適当と認める場合は、供出可能量の補正を行う。 (2) 取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当し、かつ、派生パターンへの変更を希望する場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第 17 条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された各リスト・パターンにもとづき、原則として 10 営業日以内に性能確認を実施する。 ロ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当するかを確認する。 ハ 属地エリアの一般送配電事業者は当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当すると判断した場合、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合しているものとみなす。	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
また、取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。 ニ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。 2 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）および取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第1項のマスタパターン登録時に希望する商品の審査の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録されたマスタパターンに含まれるリソースについて、当該マスタパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンのリソースとして用いることが可能であることを確認する（以下、「マスタパターン審査」という）。 なお、マスタパターン審査の実施方法は以下のとおりとする。 (1) 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録されたマスタパターン審査に必要となるデータ（以下、「マスタパターンデータ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内にマスタパターン審査を実施する。 (2) 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等に関わる提出資料）に定めるマスタパターンデータを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 (3) 属地エリアの一般送配電事業者が詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 (4) 属地エリアの一般送配電事業者は、マスタパターン内のリソースを当該マスタパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることの可否を、取引会員に通知する。 なお、マスタパターン内のリソースについて同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該リソースを各リスト・パターンに登録することはできない。また、同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断されたことにより、当面の間、マスタパターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込むものとする。	また、取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。 ニ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。 2 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）および取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第1項のマスタパターン登録時に希望する商品の審査の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録されたマスタパターンに含まれるリソースについて、当該マスタパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンのリソースとして用いることが可能であることを確認する（以下、「マスタパターン審査」という）。 なお、マスタパターン審査の実施方法は以下のとおりとする。 (1) 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録されたマスタパターン審査に必要となるデータ（以下、「マスタパターンデータ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内にマスタパターン審査を実施する。 (2) 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等に関わる提出資料）に定めるマスタパターンデータを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 (3) 属地エリアの一般送配電事業者が詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 (4) 属地エリアの一般送配電事業者は、マスタパターン内のリソースを当該マスタパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることの可否を、取引会員に通知する。 なお、マスタパターン内のリソースについて同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該リソースを各リスト・パターンに登録することはできない。また、同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断されたことにより、当面の間、マスタパターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込むものとする。	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
(5) マスタパターン審査による合格判定後に、マスタパターンに含まれるリソースを変更する場合、取引会員はマスタパターンデータを需給調整市場システムに再登録後、電源等審査の申請を行い、マスタパターン審査を受けるものとする。	(5) マスタパターン審査による合格判定後に、マスタパターンに含まれるリソースを変更する場合、取引会員はマスタパターンデータを需給調整市場システムに再登録後、電源等審査の申請を行い、マスタパターン審査を受けるものとする。	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
（計画等の提出） 第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。 （1）単独発電機で約定した場合は以下のとおりとする。 イ 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 登録後にイによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 （2）需要家リスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 事前予測型を選択しているとき （イ）専用線オンラインで接続するとき a 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 b 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 c 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** d 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合	（計画等の提出） 第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。 （1）単独発電機で約定した場合は以下のとおりとする。 イ 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 登録後にイによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 （2）需要家リスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 事前予測型を選択しているとき （イ）専用線オンラインで接続するとき a 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 b 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 c 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点基準値（アセス用）および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）または高圧機器点基準値（アセス用）および機器点属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 d 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点基準値および機器点属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 監視方法がオフラインのとき a 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および1秒基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 b 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および1秒基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 c 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** d 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点基準値および機器点1秒基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後に(イ)または(ロ)によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 ロ 直前計測型を選択しているとき	取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点基準値および機器点属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 監視方法がオフラインのとき a 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および1秒基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 b 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および1秒基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 c 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点基準値（アセス用）および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）または高圧機器点基準値（アセス用）および機器点1秒基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 d 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点基準値および機器点1秒基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後に(イ)または(ロ)によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 ロ 直前計測型を選択しているとき	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
(イ) 専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。 (ロ) 約定した需要家リスト・パターンの属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）は、以下のとおりとする。 a 専用線オンラインで接続するとき 約定した需要リソースの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。 ただし、当該送信周期ごとにおける(イ)の需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された(イ)の需要実績の平均値を属地周期基準値電力（直前計測型）とみなす。 なお、(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 b 監視方法がオフラインのとき 約定した需要リソースの商品ブロックごとの直前計測型基準値内訳実績の合計基準値を1秒基準値電力（直前計測型）とみなす。 (ハ) 同一の需要家リスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。 (ニ) 直前計測型基準値内訳実績は以下のとおりとする。 a 同一の需要家リスト・パターンが同一の提供期間に一次調整力以外の商品区分で約定している場合 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。 b 監視方法がオフラインで、aに該当しない場合 直前計測型基準値内訳実績を商品ブロックの属する月の翌月10日	(イ) 専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。 (ロ) 約定した需要家リスト・パターンの属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）は、以下のとおりとする。 a 専用線オンラインで接続するとき 約定した需要リソースの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。 ただし、当該送信周期ごとにおける(イ)の需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された(イ)の需要実績の平均値を属地周期基準値電力（直前計測型）とみなす。 なお、(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 b 監視方法がオフラインのとき 約定した需要リソースの商品ブロックごとの直前計測型基準値内訳実績の合計基準値を1秒基準値電力（直前計測型）とみなす。 (ハ) 同一の需要家リスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。 (ニ) 直前計測型基準値内訳実績は以下のとおりとする。 a 同一の需要家リスト・パターンが同一の提供期間に一次調整力以外の商品区分で約定している場合 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。 b 監視方法がオフラインで、aに該当しない場合 直前計測型基準値内訳実績を商品ブロックの属する月の翌月10日	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
までに需給調整市場システムに登録する。 なお、合計基準値は約定した需要リソースの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1秒ごとの需要実績の平均値とする。また、小売電気事業者ごとの内訳は提出不要とする。 (ホ) 同一の需要家リスト・パターンが同一の提供期間に一次調整力以外の商品区分で約定している場合、小売電気事業者ごとの基準値は、1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値を、当該30分コマの直前計測型基準値内訳実績の小売電気事業者ごとの基準値相当の需要実績を直前計測型基準値内訳実績の合計値で除した比率で按分した値（以下、「修正後基準値」という）とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。 ハ 逐次計測型を選択しているとき (イ) 専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間の、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。 (ロ) 約定した需要家リスト・パターンの属地周期基準値電力（逐次計測型）または1秒基準値電力（逐次計測型）は、以下のとおりとする。 a 専用線オンラインで接続するとき 属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの(イ)の需要実績の5分間の平均値とする。なお、5分間の平均値に用いる需要実績は、約定した需要リソースの商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間とする。 ただし、当該送信周期ごとにおける(イ)の需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された(イ)の需要実績の平均値を属地周期基準値電力（逐次計測型）とみなす。 なお、(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めが	までに需給調整市場システムに登録する。 なお、合計基準値は約定した需要リソースの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1秒ごとの需要実績の平均値とする。また、小売電気事業者ごとの内訳は提出不要とする。 (ホ) 同一の需要家リスト・パターンが同一の提供期間に一次調整力以外の商品区分で約定している場合、小売電気事業者ごとの基準値は、1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値を、当該30分コマの直前計測型基準値内訳実績の小売電気事業者ごとの基準値相当の需要実績を直前計測型基準値内訳実績の合計値で除した比率で按分した値（以下、「修正後基準値」という）とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。 ハ 逐次計測型を選択しているとき (イ) 専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定した需要家リスト・パターンの商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間の、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。 (ロ) 約定した需要家リスト・パターンの属地周期基準値電力（逐次計測型）または1秒基準値電力（逐次計測型）は、以下のとおりとする。 a 専用線オンラインで接続するとき 属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの(イ)の需要実績の5分間の平均値とする。なお、5分間の平均値に用いる需要実績は、約定した需要リソースの商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間とする。 ただし、当該送信周期ごとにおける(イ)の需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信された(イ)の需要実績の平均値を属地周期基準値電力（逐次計測型）とみなす。 なお、(イ)の属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めが	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
あった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 b 監視方法がオフラインのとき 約定した需要リソースの商品ブロックごとの直前計測型基準値内訳実績の合計基準値を1秒基準値電力（逐次計測型）とみなす。 (ハ) 監視方法がオフラインの場合、直前計測型基準値内訳実績を商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。 なお、合計基準値は約定した需要リソースの商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間の1秒ごとの需要実績の平均値の30分ごとの平均値（6点の平均値）とする。また、小売電気事業者ごとの内訳は提出不要とする。 また、約定したパターン番号とイ、ロまたはハによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。 (3) 発電機リスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。 イ 専用線オンラインで接続するとき (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）、発電上限合計（kWh）（MMS）および1分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1分）または発電計画合計、発電上限合計および属地周期発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 ***	あった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 b 監視方法がオフラインのとき 約定した需要リソースの商品ブロックごとの直前計測型基準値内訳実績の合計基準値を1秒基準値電力（逐次計測型）とみなす。 (ハ) 監視方法がオフラインの場合、直前計測型基準値内訳実績を商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。 なお、合計基準値は約定した需要リソースの商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間の1秒ごとの需要実績の平均値の30分ごとの平均値（6点の平均値）とする。また、小売電気事業者ごとの内訳は提出不要とする。 また、約定したパターン番号とイ、ロまたはハによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。 (3) 発電機リスト・パターンで約定した場合は以下のとおりとする。 イ 専用線オンラインで接続するとき (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）、発電上限合計（kWh）（MMS）および1分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1分）または発電計画合計、発電上限合計および属地周期発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点発電基準値（アセス用）、高圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）ま	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
(ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点属地周期発電計画電力を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 監視方法がオフラインのとき (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 a 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 b 登録後にaによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計、発電上限合計および1分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1分）または発電計画合計、発電上限合計および1秒発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機	または高圧機器点発電基準値（アセス用）、高圧機器点発電上限および機器点属地周期発電計画電力を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点属地周期発電計画電力を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 ロ 監視方法がオフラインのとき (イ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 a 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 b 登録後にaによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 (ロ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計、発電上限合計および1分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1分）または発電計画合計、発電上限合計および1秒発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ハ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点発電基準値（アセス用）、高圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）または高圧機器点発電基準値（アセス用）、高圧機器点発電上限および機器点1秒発電計画電力を記載した機器点計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ニ) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1秒発電計画電力を記載した機器点計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイまたはロによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画が提出されなかったものとする。 (4) ネガボジリスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 発電リソースの場合 (イ) 専用線オンラインで接続するとき a 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 b 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）、発電上限合計（kWh）（MMS）および1分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1分）または発電計画合計、発電上限合計および属地周期発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 c 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** d 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合	器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1秒発電計画電力を記載した機器点計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にイまたはロによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて当該計画が提出されなかったものとする。 (4) ネガボジリスト・パターンで約定した場合は、以下のとおりとする。 イ 発電リソースの場合 (イ) 専用線オンラインで接続するとき a 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 b 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計（kWh）（MMS）、発電上限合計（kWh）（MMS）および1分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1分）または発電計画合計、発電上限合計および属地周期発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 c 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点発電基準値（アセス用）、高圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）または高圧機器点発電基準値（アセス用）、高圧機器点発電上限および機器点属地周期発電計画電力を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 d 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点属地周期発電計画電力を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 監視方法がオフラインのとき a 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 b 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計、発電上限合計および1分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1分）または発電計画合計、発電上限合計および1秒発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 c 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** d 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1秒発電計画電力を記載した機器点計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後に(イ)または(ロ)によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 ロ 需要リソースの場合	取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点属地周期発電計画電力を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (ロ) 監視方法がオフラインのとき a 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、1分発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 b 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、発電計画合計、発電上限合計および1分発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1分）または発電計画合計、発電上限合計および1秒発電計画電力計画を記載した発電計画電力計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 c 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点発電基準値（アセス用）、高圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）または高圧機器点発電基準値（アセス用）、高圧機器点発電上限および機器点1秒発電計画電力を記載した機器点計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 d 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1分発電計画電力を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点発電基準値、低圧機器点発電上限および機器点1秒発電計画電力を記載した機器点計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後に(イ)または(ロ)によって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 ロ 需要リソースの場合	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
(イ) 事前予測型を選択しているとき a 専用線オンラインで接続するとき (a) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (b) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (c) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** (d) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点基準値および機器点属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 b 監視方法がオフラインのとき (a) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および1秒基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (b) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、	(イ) 事前予測型を選択しているとき a 専用線オンラインで接続するとき (a) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (b) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (c) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点基準値（アセス用）、および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）または高圧機器点基準値（アセス用）、および機器点属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (d) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点基準値および機器点属地周期基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（属地周期）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 b 監視方法がオフラインのとき (a) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および1秒基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (b) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および1秒基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (c) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 *** (d) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点基準値および機器点1秒基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にaまたはbによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 (p) 直前計測型を選択しているとき a 取引会員は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。 b 約定したネガボジリスト・パターンの属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）は、以下のとおりとする。 (a) 専用線オンラインで接続するとき 約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までのaの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。 ただし、当該送信周期ごとにおけるaの需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信されたaの需要実績の平均値を属地周期基準値電力（直前計測型）とみな	受電点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、基準値計画および1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1分）または基準値計画および1秒基準値電力計画（事前予測型）を記載した基準値計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (c) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が高圧または特別高圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、高圧機器点基準値（アセス用）および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）または高圧機器点基準値（アセス用）および機器点1秒基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 (d) 約定しているパターン番号のリソースに、受電電圧が低圧で、機器点参入に用いるリソースが含まれる場合 取引会員は、低圧機器点基準値および機器点1分基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1分）または低圧機器点基準値および機器点1秒基準値電力計画（事前予測型）を記載した機器点計画（1秒）を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。 なお、登録後にaまたはbによって需給調整市場システムに登録した値を変更する場合は、変更後の値を、商品ブロックの開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録するものとし、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の商品ブロックの値は、既に登録されている当該商品ブロックの値から変更できないものとする。 (p) 直前計測型を選択しているとき a 取引会員は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。 b 約定したネガボジリスト・パターンの属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）は、以下のとおりとする。 (a) 専用線オンラインで接続するとき 約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までのaの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績の平均値とする。 ただし、当該送信周期ごとにおけるaの需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信されたaの需要実績の平均値を属地周期基準値電力（直前計測型）とみな	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
す。 なお、aの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 (b) 監視方法がオフラインの場合 約定した需要リソースの商品ブロックごとの直前計測型基準値内訳実績の合計基準値を1秒基準値電力（直前計測型）とみなす。 c 同一のネガボジリスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。 d 直前計測型基準値内訳実績は以下のとおりする。 (a) 同一のネガボジリスト・パターンが同一の提供期間に一次調整力以外の商品区分で約定している場合 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。 (b) 監視方法がオフラインで、(a)に該当しない場合 直前計測型基準値内訳実績を商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。 なお、合計基準値は約定した需要リソースの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1秒ごとの需要実績の平均値とする。また、全ての小売電気事業者ごとの内訳は提出不要とする。 e 同一のネガボジリスト・パターンが同一の提供期間に一次調整力以外の商品区分で約定している場合、小売電気事業者ごとの基準値は、修正後基準値とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。 (h) 逐次計測型を選択しているとき	す。 なお、aの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 (b) 監視方法がオフラインの場合 約定した需要リソースの商品ブロックごとの直前計測型基準値内訳実績の合計基準値を1秒基準値電力（直前計測型）とみなす。 c 同一のネガボジリスト・パターンが連続して複合市場商品に約定している場合は、最初の商品ブロックの1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を、当該連続して約定している商品ブロックのすべてに適用するものとする。 d 直前計測型基準値内訳実績は以下のとおりする。 (a) 同一のネガボジリスト・パターンが同一の提供期間に一次調整力以外の商品区分で約定している場合 小売電気事業者ごとの内訳を記載した直前計測型基準値内訳実績を、商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。 (b) 監視方法がオフラインで、(a)に該当しない場合 直前計測型基準値内訳実績を商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。 なお、合計基準値は約定した需要リソースの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1秒ごとの需要実績の平均値とする。また、全ての小売電気事業者ごとの内訳は提出不要とする。 e 同一のネガボジリスト・パターンが同一の提供期間に一次調整力以外の商品区分で約定している場合、小売電気事業者ごとの基準値は、修正後基準値とする。小売電気事業者ごとの修正後基準値の合計値が1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値と一致しない場合は、直前計測型基準値内訳実績のうち最初に記載された小売電気事業者の基準値は1分基準値電力（直前計測型）、属地周期基準値電力（直前計測型）または1秒基準値電力（直前計測型）を2で除した値から、当該小売電気事業者以外の修正後基準値の合計値を差し引いた値とする。 (h) 逐次計測型を選択しているとき	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
a 取引会員は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間の、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。 b 約定したネガボジリスト・パターンの属地周期基準値電力（逐次計測型）または1秒基準値電力（逐次計測型）は、以下のとおりとする。 (a) 専用線オンラインで接続するとき 約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとのaの需要実績の5分間の平均値とする。なお、5分間の平均値に用いる需要実績は、商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間とする。 ただし、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間におけるaの需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信されたaの需要実績の平均値を属地周期基準値電力（逐次計測型）とみなす。 なお、aの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 (b) 監視方法がオフラインの場合 約定した需要リソースの商品ブロックごとの直前計測型基準値内訳実績の合計基準値を1秒基準値電力（逐次計測型）とみなす。 c 監視方法がオフラインの場合、直前計測型基準値内訳実績を商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。 なお、合計基準値は約定した需要リソースの商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間の1秒ごとの需要実績の平均値の30分ごとの平均値（6点の平均値）とする。また、小売電気事業者ごとの内訳は提出不要とする。 また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて	a 取引会員は、約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間の、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。 b 約定したネガボジリスト・パターンの属地周期基準値電力（逐次計測型）または1秒基準値電力（逐次計測型）は、以下のとおりとする。 (a) 専用線オンラインで接続するとき 約定したネガボジリスト・パターンの商品ブロックの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとのaの需要実績の5分間の平均値とする。なお、5分間の平均値に用いる需要実績は、商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間とする。 ただし、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間におけるaの需要実績の一部が送信されなかった場合は、当該送信されなかった部分を除いて送信されたaの需要実績の平均値を属地周期基準値電力（逐次計測型）とみなす。 なお、aの属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに通知が行われた場合には、送信されたものとする。 上記の営業日は、属地エリアの一般送配電事業者の営業日とし、取引規程（需給調整市場）第3条（休業日・営業日および営業時間）第3項に定める平日とする。 (b) 監視方法がオフラインの場合 約定した需要リソースの商品ブロックごとの直前計測型基準値内訳実績の合計基準値を1秒基準値電力（逐次計測型）とみなす。 c 監視方法がオフラインの場合、直前計測型基準値内訳実績を商品ブロックの属する月の翌月10日までに需給調整市場システムに登録する。 なお、合計基準値は約定した需要リソースの商品ブロックを5分ごとに区切った場合の、当該5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間の1秒ごとの需要実績の平均値の30分ごとの平均値（6点の平均値）とする。また、小売電気事業者ごとの内訳は提出不要とする。 また、約定したパターン番号とイまたはロによって需給調整市場システムに登録された計画または直前計測型基準値内訳実績に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該約定した商品ブロックについて	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。 2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定したパターン番号、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号、および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号の全部または一部が異なるとき（同一の時間帯において余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号が提出されない場合および余力の運用規程における第24条（各種計画提出）第4項の定めに反する場合も含む）の第1項にもとづき提出された計画等および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号は以下のとおり取り扱う。 (1) 需要家リスト・パターン 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と基準値計画、基準値計画（1分）、基準値計画（属地周期）または基準値計画（1秒）に記載されたパターン番号が異なる場合は、基準値計画、基準値計画（1分）、基準値計画（属地周期）および基準値計画（1秒）が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 (2) 発電機リスト・パターン イ 専用線オンラインで接続する場合 1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）または発電計画電力計画（属地周期）のパターン番号を用いる。 ロ 監視方法がオフラインの場合 1分発電計画電力計画、1秒発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）または発電計画電力計画（1秒）のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、1秒発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）、発電計画電力計画（属地周期）または発電計画電力計画（1秒）に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 (3) ネガボジリスト・パターン イ 発電リソースを用いる場合 (イ) 専用線オンラインで接続する場合 1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）または発電計画電力計画（属地周期）のパターン番号を用いる。 (ロ) 監視方法がオフラインの場合	当該計画または直前計測型基準値内訳実績が提出されなかったものとする。 2 余力活用に関する契約を締結している場合で、同一の時間帯における約定したパターン番号、第1項にもとづき提出された計画等のパターン番号、および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号の全部または一部が異なるとき（同一の時間帯において余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号が提出されない場合および余力の運用規程における第24条（各種計画提出）第4項の定めに反する場合も含む）の第1項にもとづき提出された計画等および余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号は以下のとおり取り扱う。 (1) 需要家リスト・パターン 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と基準値計画、基準値計画（1分）、基準値計画（属地周期）または基準値計画（1秒）に記載されたパターン番号が異なる場合は、基準値計画、基準値計画（1分）、基準値計画（属地周期）および基準値計画（1秒）が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 (2) 発電機リスト・パターン イ 専用線オンラインで接続する場合 1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）または発電計画電力計画（属地周期）のパターン番号を用いる。 ロ 監視方法がオフラインの場合 1分発電計画電力計画、1秒発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）または発電計画電力計画（1秒）のパターン番号を用いる。 ただし、約定したパターン番号と1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、1秒発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）、発電計画電力計画（属地周期）または発電計画電力計画（1秒）に記載されたパターン番号が異なる場合は、当該計画が提出されなかったものとし、余力の運用規程における第25条（余力提供計画）第1項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 (3) ネガボジリスト・パターン イ 発電リソースを用いる場合 (イ) 専用線オンラインで接続する場合 1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画、発電計画電力計画（1分）または発電計画電力計画（属地周期）のパターン番号を用いる。 (ロ) 監視方法がオフラインの場合	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
1 分発電計画電力計画，1 秒発電計画電力計画，発電計画電力計画（1 分）または発電計画電力計画（1 秒）のパターン番号を用いる。 ロ 需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし，約定したパターン番号と1 分発電計画電力計画，属地周期発電計画電力計画，1 秒発電計画電力計画，発電計画電力計画（1 分），発電計画電力計画（属地周期）または発電計画電力計画（1 秒），基準値計画，基準値計画（1 分），基準値計画（属地周期）または基準値計画（1 秒）に記載されたパターン番号が異なる場合は，当該計画が提出されなかったものとし，余力の運用規程における第25 条（余力提供計画）第1 項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 3 余力活用に関する契約において一次調整力に相当する機能以外で契約を締結している場合，または余力活用に関する契約を締結していない場合で同一リソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは，取引規程別冊（複合約定）第34条（計画等の提出）のとおりとする。 （調整の実施の原則） 第35条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は，属地エリアの周波数偏差を検知し，リソースの調定率にもとづき調整を行うこととし，属地エリアの一般送配電事業者からの指令は行わない。 なお，同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて，同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における各商品の指令は別表3 のとおり。 2 第24条（実働試験の実施方法）(1)ロ(㍑)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価により第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合が判明したときは，取引会員の求めに応じ，事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し所定の様式により，不適合となった30分コマの周波数実績等を開示することとする。 3 本市場にて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結しているリソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし，上げ調整指令はV1 単価の安いものから順に行い，下げ調整指令はV2 単価の高い順に行う（一次調整力に相当する機能のリソースを除く）。 ただし，連系線の運用容量制約および系統制約が生じる場合等はその限りではない。 なお，二次調整力①の商品区分に相当する機能に対する上げ調整指令および下げ調整指令は，系統周波数を一定に保つよう，指令を行う。	1 分発電計画電力計画，1 秒発電計画電力計画，発電計画電力計画（1 分）または発電計画電力計画（1 秒）のパターン番号を用いる。 ロ 需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ハ 発電リソースおよび需要リソースを用いる場合 基準値計画のパターン番号を用いる。 ただし，約定したパターン番号と1 分発電計画電力計画，属地周期発電計画電力計画，1 秒発電計画電力計画，発電計画電力計画（1 分），発電計画電力計画（属地周期）または発電計画電力計画（1 秒），基準値計画，基準値計画（1 分），基準値計画（属地周期）または基準値計画（1 秒）に記載されたパターン番号が異なる場合は，当該計画が提出されなかったものとし，余力の運用規程における第25 条（余力提供計画）第1 項(3)に定めるパターン番号も提出されなかったものとする。 3 余力活用に関する契約において一次調整力に相当する機能以外で契約を締結している場合，または余力活用に関する契約を締結していない場合で同一リソースが同一提供期間に他の商品区分に約定しているときは，取引規程別冊（複合約定）第34条（計画等の提出）のとおりとする。 （調整の実施の原則） 第35条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は，属地エリアの周波数偏差を検知し，リソースの調定率にもとづき調整を行うこととし，属地エリアの一般送配電事業者からの指令は行わない。 なお，同一の系統コードの単独発電機または各リスト・パターンにおいて，同一提供期間に異なる商品区分で約定している場合の当該提供期間における各商品の指令は別表3 のとおり。 2 第24条（実働試験の実施方法）(1)ロ(㍑)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価により第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合が判明したときは，取引会員の求めに応じ，事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し所定の様式により，不適合となった30分コマの周波数実績等を開示することとする。 3 本市場にて約定したリソースおよび余力活用に関する契約を締結しているリソースに対する調整の実施は全国大で行うこととし，上げ調整指令はV1 単価の安いものから順に行い，下げ調整指令はV2 単価の高い順に行う（一次調整力に相当する機能のリソースを除く）。 ただし，連系線の運用容量制約および系統制約が生じる場合等はその限りではない。 なお，二次調整力①の商品区分に相当する機能に対する調整の実施は，属地エリアごと，または複数のエリアを1 系統として広域LFC 機能を適用する場合は当該複数エリアごとに行うこととし，上げ調整指令および下	

取引規程別冊（一次） 改定案（更新前）	取引規程別冊（一次） 改定案（更新後）	備 考
4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場合、そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行い、この場合においても属地エリアの周波数偏差を検知し、リソースの調定率にもとづき調整を行うこととする。	げ調整指令は、系統周波数を一定に保つよう、指令を行う。 4 余力活用に関する契約を締結しているリソースが本市場にて約定した場合、そのリソースの余力の範囲で一体的に指令を行い、この場合においても属地エリアの周波数偏差を検知し、リソースの調定率にもとづき調整を行うこととする。	

取引規程別冊（複合） 改定案（更新前）	取引規程別冊（複合） 改定案（更新後）	備 考
取引規程別冊（複合約定） 取引規程別冊（複合約定）は，取引規程（需給調整市場）にもとづき，複合商品の取引に関する事前審査（第3章），取引の実施（第4章），入札（第5章），約定処理（第6章），調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。 なお，章数および条数は，取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。	取引規程別冊（複合約定） 取引規程別冊（複合約定）は，取引規程（需給調整市場）にもとづき，複合商品の取引に関する事前審査（第3章），取引の実施（第4章），入札（第5章），約定処理（第6章），調整の実施（第7章）およびアセスメント（第8章）について定めるものである。 なお，章数および条数は，取引規程（需給調整市場）の章数および条数にそれぞれ対応する。	

取引規程別冊（複合） 改定案（更新前）	取引規程別冊（複合） 改定案（更新後）	備 考
（性能確認等） 第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録時に複合約定を希望する場合は、複合約定に係る性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象のΔkW）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。 なお、性能確認の実施方法は以下のとおりとする。 （1）取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しない場合または派生パターンへの変更を希望しない場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認に必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。 ロ 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 また、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。 ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したもので可能とする。 ハ 第22条（確認項目）(1)、(2)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実働試験を実施する。 なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。 ニ 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。 また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。 ホ 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 ヘ 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に	（性能確認等） 第21条 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）の登録時に複合約定を希望する場合は、複合約定に係る性能確認の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録された単独発電機または各リスト・パターンに含まれるリソースが第26条（取引対象のΔkW）に定める当該商品の要件に適合していることを確認する（以下、「性能確認」という）。 なお、性能確認の実施方法は以下のとおりとする。 （1）取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第3項に該当しない場合または派生パターンへの変更を希望しない場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された性能確認に必要となるデータ（以下、「性能データ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内に性能確認を実施する。 ロ 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 また、第23条（性能データ等）に関わる提出資料）に定める性能データのうち稼働実績データ等については、当事者以外が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとする。 ただし、実証事業等に活用したデータについて、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合には、当事者が作成したもので可能とする。 ハ 第22条（確認項目）(1)、(2)について、試験成績書もしくは稼働実績データ等の提出が困難な場合または試験成績書もしくは稼働実績データ等では第22条（確認項目）に定める確認ができなかった場合は性能確認として実働試験を実施する。 なお、実働試験に係る費用は、取引会員が負担する。 ニ 性能確認は、単独発電機の場合は原則としてユニットごとに実施する。 また、各リスト・パターンを用いる場合は、原則として各リスト・パターンごとに実施する。 ホ 属地エリアの一般送配電事業者が現地調査の実施や詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 ヘ 属地エリアの一般送配電事業者は、単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合するか否かの合否判定を、取引会員に通知する。適合していると判断された場合は、属地エリアの一般送配電事業者は取引会員と「需給調整市場に	

取引規程別冊（複合） 改定案（更新前）	取引規程別冊（複合） 改定案（更新後）	備 考
関する契約」の締結に向けた協議を開始する。 なお、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて複合商品による取引をすることはできない。また、適合しないと判断されたことにより、当面の間、各リスト・パターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込みものとする。 ト 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性能確認を受けるものとする。 なお、取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 6 項に定める各リスト・パターンの変更を希望する場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 また、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンのリソースの変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の基準値の設定方法で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 (2) 取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当し、かつ、派生パターンへの変更を希望する場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第 17 条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された各リスト・パターンにもとづき、原則として 10 営業日以内に性能確認を実施する。 ロ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当するかを確認する。 ハ 属地エリアの一般送配電事業者は当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当すると判断した場合、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合しているものとみなす。 また、取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。 ニ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合するか否かの合否判定	関する契約」の締結に向けた協議を開始する。 なお、適合しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて複合商品による取引をすることはできない。また、適合しないと判断されたことにより、当面の間、各リスト・パターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込みものとする。 ト 性能確認による適合判定後に、性能データを変更する場合、取引会員は性能データを需給調整市場システムに再登録後、性能確認の申請を行い、原則として性能確認を受けるものとする。 なお、取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 6 項に定める各リスト・パターンの変更を希望する場合で、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 また、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンのリソースの変更がなく、基準値の設定方法のみを変更する場合、変更後の基準値の設定方法で既に性能確認による適合判定を受けていて、属地エリアの一般送配電事業者が認めるときは、実働試験を省略することができる。 (2) 取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当し、かつ、派生パターンへの変更を希望する場合 イ 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第 17 条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録された各リスト・パターンにもとづき、原則として 10 営業日以内に性能確認を実施する。 ロ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当するかを確認する。 ハ 属地エリアの一般送配電事業者は当該各リスト・パターンが取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当すると判断した場合、第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合しているものとみなす。 また、取引規程（需給調整市場）第 19 条（各リスト・パターン等の登録）第 3 項に該当しないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該各リスト・パターンを用いて当該商品の取引をすることはできない。 ニ 属地エリアの一般送配電事業者は、当該各リスト・パターンが第 26 条（取引対象の $\Delta k W$）に定める要件に適合するか否かの合否判定	

取引規程別冊（複合） 改定案（更新前）	取引規程別冊（複合） 改定案（更新後）	備 考
を、取引会員に通知する。 2 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）および取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第1項のマスターパターン登録時に希望する商品の審査の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録されたマスターパターンに含まれるリソースについて、当該マスターパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンのリソースとして用いることが可能であることを確認する（以下、「マスターパターン審査」という）。 なお、マスターパターン審査の実施方法は以下のとおりとする。 (1) 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録されたマスターパターン審査に必要となるデータ（以下、「マスターパターンデータ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内にマスターパターン審査を実施する。 (2) 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等に関わる提出資料）に定めるマスターパターンデータを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 (3) 属地エリアの一般送配電事業者が詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 (4) 属地エリアの一般送配電事業者は、マスターパターン内のリソースを当該マスターパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることの可否を、取引会員に通知する。 なお、マスターパターン内のリソースについて同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該リソースを各リスト・パターンに登録することはできない。また、同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断されたことにより、当面の間、マスターパターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込むものとする。 (5) マスターパターン審査による合格判定後に、マスターパターンに含まれるリソースを変更する場合、取引会員はマスターパターンデータを需給調整市場システムに再登録後、電源等審査の申請を行い、マスターパターン審査を受けるものとする。	を、取引会員に通知する。 2 取引会員は取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）および取引規程（需給調整市場）第19条（各リスト・パターン等の登録）第1項のマスターパターン登録時に希望する商品の審査の申請を行い、属地エリアの一般送配電事業者は、登録されたマスターパターンに含まれるリソースについて、当該マスターパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンのリソースとして用いることが可能であることを確認する（以下、「マスターパターン審査」という）。 なお、マスターパターン審査の実施方法は以下のとおりとする。 (1) 属地エリアの一般送配電事業者は当該申請の受付後、取引規程（需給調整市場）第17条（需給調整市場システムへのデータ登録）で登録されたマスターパターン審査に必要となるデータ（以下、「マスターパターンデータ」という）にもとづき、原則として3ヶ月以内にマスターパターン審査を実施する。 (2) 取引会員は、当該申請にあたり、第23条（性能データ等に関わる提出資料）に定めるマスターパターンデータを需給調整市場システムへ登録する。 なお、需給調整市場システムに登録できない大容量のデータについては、属地エリアの一般送配電事業者が指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地エリアの一般送配電事業者に提出する。 (3) 属地エリアの一般送配電事業者が詳細データの提出を求めた場合、取引会員はその求めに応じるものとする。 (4) 属地エリアの一般送配電事業者は、マスターパターン内のリソースを当該マスターパターンと同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることの可否を、取引会員に通知する。 なお、マスターパターン内のリソースについて同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断された場合は、当該取引会員は本市場において当該リソースを各リスト・パターンに登録することはできない。また、同一の系統コードにおける各リスト・パターンに用いることができないと判断されたことにより、当面の間、マスターパターンに用いない機器点参入のリソースがある場合、取引会員の責任において、当該機器点が所属する小売電気事業者は、属地エリアの一般送配電事業者が定める様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ当該機器点計量の終了を申込むものとする。 (5) マスターパターン審査による合格判定後に、マスターパターンに含まれるリソースを変更する場合、取引会員はマスターパターンデータを需給調整市場システムに再登録後、電源等審査の申請を行い、マスターパターン審査を受けるものとする。	